

第3章

基本目標実現のための取組み

# 第3章 基本目標実現のための取組み

## 基本目標 A 環境と産業の調和の実現と好循環の創出

取組みの方向性	個別施策
A-1 住工環の調和	(1) 工場の立地・操業環境の整備 ① ものづくり拠点の形成支援 ② 地域や環境にやさしい工場の認定
A-2 環境経営の推進	(1) 環境対応基準の取得支援 ① 環境マネジメントシステムの取得支援 (2) 事業活動に伴う環境負荷の低減促進 ① 環境にやさしい商店街の推進
A-3 環境産業の創出	(1) 新製品・新技術開発の支援 ① 環境関連の新製品・新技術開発の支援 (2) 市場開拓の支援 ① 世界へ発信する産業支援拠点の整備
A-4 環境技術分野における国際交流・貢献	(1) 国際環境交流の推進 ① 国際貢献のための環境技術情報の提供
A-5 産業分野の取組みを推進するための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備	(1) 事業者・行政の連携強化 ① 環境配慮行動の促進 ② 事業者・行政の連携強化

## 基本目標 B 快適で安全な暮らしの実現

取組みの方向性	個別施策
B-1 沿道環境の保全対策	(1) 騒音・振動対策の推進 ① 自動車騒音・振動調査 (2) 大気環境の保全対策の推進 ① 大気汚染調査 ② 都市計画道路の整備
B-2 環境保全対策	(1) 水環境の保全対策の推進 ① 河川等水質浄化対策の推進 ② 水質汚濁調査 (2) 環境保全対策の推進 ① 鉄道騒音・振動調査 ② 航空機騒音調査 ③ 土壌汚染対策 ④ 事業所の危機管理対策 ⑤ 安全安心な暮らしのための情報提供
B-3 美しい都市環境の創造	(1) 景観・美観に配慮したまちづくり ① 景観計画の推進 ② 歩きたばこ・路上喫煙対策 ③ 地域美化活動の支援
B-4 自然災害に強いまちづくり	(1) 健全な水循環の確保に向けた取組みの推進 ① 健全な水循環の確保に向けた取組みの推進 (2) 地域分散型エネルギーの確保 ① 緊急時のエネルギー確保のための対策の推進

## 基本目標 C 低炭素社会の構築

取組みの方向性	個別施策
C-1 省エネルギー型の行動様式への転換	(1) 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進 ① 家庭における省エネ型行動様式（生活様式）への転換 ② 事業所における省エネ型行動様式への転換 (2) 区役所による率先行動 ① 区の業務から排出される二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の削減 (3) 住宅・建築物の省エネルギー化の促進 ① 住宅・建築物の省エネルギー化の促進
C-2 低炭素まちづくり	(1) 環境にやさしいまちづくり ① 中心拠点のまちづくり (2) 交通ネットワークの構築 ① 空港臨海部における交通ネットワークの検討 ② 新空港線「蒲蒲線」の整備推進 ③ コミュニティバスの運行支援 ④ 自転車等利用総合対策の推進 ⑤ 公共交通の利用促進 (3) ヒートアイランド対策の推進 ① 呑川緑道における風の道のまちづくり ② 緑化の推進 ③ 打ち水の普及促進
C-3 環境にやさしいエネルギー等の導入拡大	(1) 区有施設への積極導入 ① 区有施設への再生可能エネルギー設備等の導入、エネルギーの効率化・最適化設備の利用促進 (2) 区民等・事業者の導入の支援 ① 住宅用太陽エネルギー利用機器等の設置拡大 ② 大規模開発時における再生可能エネルギーの導入促進 (3) 次世代エネルギーの普及促進 ① 次世代エネルギーの普及促進
C-4 地球温暖化対策を促すための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備	(1) 区民等・事業者・行政の連携強化 ① 大田区地球温暖化対策地域協議会との連携 (2) 他地域と連携した取組みの推進 ① 他自治体等との連携による二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）吸収量の確保

基本目標 D 自然共生社会の構築	
取組みの方向性	個別施策
D-1 生物多様性の社会への浸透	(1) 生物多様性の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生物多様性の普及啓発</li> <li>② 区民体験型の自然環境調査の実施</li> </ul>
D-2 人と自然の関係の再構築	(1) 地域による緑づくりへの支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域みんなのみどりづくり</li> </ul> (2) 緑を支える仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>① みんなの緑づくり</li> <li>② 緑のまちづくりのための基本的な仕組みづくり</li> </ul> (3) 野生生物の保護・管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 絶滅のおそれのある野生生物の調査</li> <li>② 特定外来生物の防除</li> </ul>
D-3 水と緑のネットワークの構築	(1) 緑の環境軸の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 臨海部における緑の拠点形成</li> <li>② 緑の骨格づくり</li> </ul> (2) 水の環境軸の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水辺環境のネットワークづくり</li> </ul> (3) 身近な緑の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貴重な緑の保全</li> <li>② 公園・緑地の整備</li> <li>③ 道路空間の緑化推進</li> <li>④ 公共施設の緑化推進</li> </ul> (4) 歴史と文化のまちなみづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>① 歴史と文化と自然の散歩道づくり</li> </ul>
D-4 生物多様性の保全・再生	(1) エコロジカルネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生き物の生育・生息空間づくり</li> <li>② 区民等が行うビオトープづくりの活動支援</li> <li>③ プルートライアングルプロジェクトとの連携</li> </ul>

基本目標 E 循環型社会の構築	
取組みの方向性	個別施策
E-1 ごみを出さない生活への転換	(1) 発生抑制、再使用の生活様式の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生ごみの減量やごみを出さない生活様式への転換</li> <li>② 商店街やスーパーと連携したごみの発生抑制につながる生活様式の促進</li> </ul>
E-2 資源循環のまちづくり	(1) 環境負荷の低減 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 温室効果ガス削減策の検討</li> </ul> (2) 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの資源化促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの資源化促進</li> <li>② 金属、レアメタル回収の検討</li> </ul>
E-3 安定的・効率的な清掃事業の構築	(1) ごみの適正な分別の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 排出ルール周知</li> <li>② 資源持ち去り対策の徹底</li> </ul> (2) 区民等が参加しやすいサイクルの仕組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 資源回収の充実</li> </ul> (3) 大田区清掃・リサイクル協議会との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>① ごみの減量と資源の有効活用</li> </ul> (4) 安定的・効率的な清掃事業の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 安定的・効率的な清掃事業の構築</li> <li>② ボランティアごみの収集支援の促進</li> <li>③ 高齢者等への戸別収集サービス</li> </ul>
E-4 事業者処理責任の徹底	(1) 事業系廃棄物の自己処理責任の徹底及び事業者に対する適正排出の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業用建築物の所有者に対する廃棄物の減量及び適正分別排出の指導強化</li> <li>② 廃棄物等保管場所設置の指導の強化</li> <li>③ 廃棄物の排出量基準の変更の検討</li> </ul>

基本目標 F 持続可能な地域づくりのための学習と参加の場の創出	
取組みの方向性	個別施策
F-1 環境マインドを持つ人材の育成	(1) 環境推進リーダーの育成・活動支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境推進リーダー育成・活動支援</li> <li>② 職員研修の実施</li> <li>③ 環境にかかわる表彰制度等の創設</li> </ul> (2) 環境学習・環境教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境学習の推進</li> <li>② 環境保全意識の啓発</li> <li>③ 自然観察会の実施</li> <li>④ 自然体験学習の推進</li> <li>⑤ 学校教育における環境教育の推進</li> <li>⑥ 地域活動の担い手の育成</li> </ul>
F-2 多様な主体が参加できるネットワークづくり	(1) 地域活動団体の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域活動団体への支援</li> </ul>
F-3 学習・情報発信・活動のための基盤づくり	(1) 環境活動拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>① (仮称) おおたエコプラザの開設</li> </ul> (2) 環境情報の収集・提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 区民等が保有する環境情報の収集</li> <li>② 環境白書等による環境情報の提供</li> </ul>

凡例 新規： 重点プロジェクト： 囲み内

## ■ 各主体の基本的な役割

区民等、事業者及び区がそれぞれの役割を果たし、相互の連携・協力を深めるとともに、区と関係機関（国、東京都、関係自治体等）との連携を図りながら、本計画の取組みを推進します。



- 区民等とは、区の区域内に住む人、区内で働く人もしくは学ぶ人、区内に一時的に滞在する人又は区内を通過する人をいいます。
- 事業者とは、区内において公益的な活動を含む事業活動を行うすべての団体又は個人をいいます。
- 区とは、区長部局及び教育委員会に属する行政組織をいいます。

### 📁 区民等の基本的な役割

- 日常生活における環境保全への配慮
- 区の環境施策への参加・協力
- 他の区民等や事業者と連携した活動

### 📁 事業者の基本的な役割

- 事業活動における環境保全への配慮
- 環境産業分野への積極的な参入
- 区の環境施策への参加・協力
- 事業活動における環境保全活動や環境負荷に関する情報提供

### 📁 区の基本的な役割

- 区の環境の状況に応じた総合的で計画的な環境保全施策の策定・実施
- 環境情報の提供や活動支援
- 環境保全活動の率先実行
- 環境保全に関する基盤づくりや予算的支援のほか、より広域の環境問題への対応等を担う国や東京都への協力・要請や、区の環境行政を推進する上での関係自治体等との連携

## (1) 取組みの方向性

大田区の更なる都市化の進展により予想される操業環境の悪化に対して、これまでに続けられてきた周辺環境に配慮した工場づくり、操業形態、企業経営者と生活者の良好な関係形成の取組みを一層推進し、地域産業と地域住民の生活環境が調和したまちづくりを目指します。

一方で、わが国のトップクラスの技術を有するものづくり企業の集積の維持発展に向け、区内企業の環境経営の推進や環境産業創出の支援を行います。

また、産業分野における新たな取組みの推進エンジンのための主体間連携を強化します。

### A-1 住工環の調和

大田区では、都市化の進展に伴い住工混在が進んだ結果、工場周辺の住宅や地域環境と調和した操業環境の実現が課題となっています。

工場の立地・操業環境の整備のため、区ではものづくり拠点の形成支援や、地域や環境にやさしい工場の認定等を推進します。

### A-2 環境経営の推進

企業には地域や社会からその存続が望まれるような活動、すなわち企業の社会的責任（CSR\*）に基づく取組みが求められるようになっていきます。

区では、大田区の企業の環境経営の推進のため、環境マネジメントシステム\*の取得支援や事業活動に伴う環境負荷の低減促進などの支援を行います。

### A-3 環境産業の創出

再生可能エネルギー\*を始めとする環境関連分野では、優れた技術とノウハウを持つ大田区の工業がこれらの分野に進出することが期待されます。

大田区における新たな環境産業の創出に向けて、新製品・新技術開発支援のほか、産業支援拠点の整備等を通じた市場開拓の支援を行います。

## A-4 環境技術分野における国際交流・貢献

大田区には、昭和 40 年代より脈々と培ってきた環境対策に関する蓄積があります。区内企業にも高度な専門技術や環境配慮型の経営手法に関するノウハウ等があり、今後は環境分野の技術移転を通じた国際交流・国際貢献への展開が期待されます。

区の環境保全策や企業の持つ「ものづくり」に関する技術及びノウハウを活用して、国際貢献のための環境技術情報の提供を行うなど、「国際都市 おおた」の実現に資する取組みを行います。

## A-5 産業分野の取組みを推進するための主体間連携の強化や

### 新たな仕組みの整備

事業者自身による環境配慮行動を促進する必要があるほか、事業者間及び行政が連携する場を設ける必要があります。

セミナーやイベントの開催、ホームページなどによる情報発信、環境配慮製品の流通促進などに、事業者と連携して取り組みます。また、産業分野における新たな取組みの推進エンジンのための主体間連携を強化します。

## 大田区の実践事例一覧

取組みの方向性	個別施策	
A-1 住工環の調和	(1) 工場の立地・操業環境の整備	①ものづくり拠点の形成支援 ②地域や環境にやさしい工場の認定
A-2 環境経営の推進	(1) 環境対応基準の取得支援 (2) 事業活動に伴う環境負荷の低減促進	①環境マネジメントシステム*の取得支援 ①環境にやさしい商店街の推進
A-3 環境産業の創出	(1) 新製品・新技術開発の支援 (2) 市場開拓の支援	①環境関連の新製品・新技術開発の支援 ①世界へ発信する産業支援拠点の整備
A-4 環境技術分野における国際交流・貢献	(1) 国際環境交流の推進	①国際貢献のための環境技術情報の提供
A-5 産業分野の取組みを推進するための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備	(1) 事業者・行政の連携強化	①環境配慮行動の促進 ②事業者・行政の連携強化

## 進捗管理指標

※基準が平成27年度となっているものは、28年度の中間見直し後に追加したものです。

進捗管理指標	基準	実績 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
①商店街における街灯のLED*化の取組み [累計]	31 商店街 (平成22年度)	89 商店街	115 商店街
②環境保全技術分野の新製品・新技術コンクール受賞数 [／年・( ) 内は累計]	2 件 (平成27年度)	2 件	2 件 (12 件)
③海外からの団体視察受入数 [／年]	14 団体 (平成27年度)	14 団体	15 団体

## (2) 大田区の実施

### A-1 住工環境の調和

#### (1) 工場の立地・作業環境の整備

##### ①ものづくり拠点の形成支援

【産業経済部】

区内工場の立地・作業環境の向上のため、産業支援施設（賃貸工場、創業支援施設など）の整備・運営を行い、事業の拡張や高度化のために行う事業に対しては、経費の一部を助成します。また、区が工業用地を取得し、その活用の展開を図ります。

##### ②地域や環境にやさしい工場の認定

【産業経済部】

人に優しい（働きがいのある労働環境）、まちに優しい（周辺環境との調和）、経営や技術に優れた工場を「優工場\*」に認定し、その中で特に優秀な工場を表彰することによって、大田区の工場に従事する人のやりがい、生きがいを引き出すとともに大田区企業の優秀性を内外にアピールし、大田区工業の振興を図ります。

### A-2 環境経営の推進

#### (1) 環境対応基準の取得支援

##### ①環境マネジメントシステム\*の取得支援

【産業経済部】

環境に配慮した経営を推進する企業を支援していくため、エコアクション21\*及びエコステージ\*並びに、ISO14001等の環境マネジメントシステム\*を取得する企業に必要な経費の一部を助成します。

#### (2) 事業活動に伴う環境負荷の低減促進

##### ①環境にやさしい商店街の推進

【産業経済部】

区内商店街に対して、関連補助制度等に関する情報提供や活用促進を図り街灯の省エネルギー化（LED\*化）を促します。また、商店街の活性化イベントの際に、環境・エコに関するテーマを盛り込むことを条件に助成を行い、商店街の課題解決、活性化を図ります。



## A-3 環境産業の創出

### (1) 新製品・新技術開発の支援

#### ①環境関連の新製品・新技術開発の支援

【産業経済部】

大田区内の中小企業が取り組む新製品・新技術開発を支援するため、新製品・新技術開発に要する経費の一部を助成します。

大田区中小企業が開発した、優れた新製品や新技術を表彰することで技術力・開発力の向上意欲を醸成するとともに、大田区中小企業の技術力を広く内外にアピールします。

### (2) 市場開拓の支援

#### ①世界へ発信する産業支援拠点の整備

【空港まちづくり本部】

羽田空港跡地第1ゾーンに、「新産業創造・発信拠点」を整備し、国際化した羽田空港との隣接性や大田区が誇る基盤技術の集積を活かし、国内外の企業による交流・連携を促進して、新市場の開拓、新技術の創出につなげます。これにより大田区はもとより首都圏、日本全体に寄与する機能発揮を目指します。

## A-4 環境技術分野における国際交流・貢献

### (1) 国際環境交流の推進

#### ①国際貢献のための環境技術情報の提供

【環境清掃部】

【産業経済部】

区内企業の環境製品や技術を、区ホームページや展示会などで、国内外に広く発信します。

また、海外からの視察や工場見学時などに、大田区の環境施策に関するノウハウや、5S活動\*を通じた職場環境維持改善の優良事例を提供します。

## A-5 産業分野の取組みを推進するための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備

### (1) 事業者・行政の連携強化

#### ①環境配慮行動の促進

【環境清掃部】

【産業経済部】


セミナーやイベントの開催、ホームページなどによる情報発信、環境配慮製品の流通促進などの普及啓発活動により、家庭や事業所における省エネ行動を促進します。

#### ②事業者・行政の連携強化

【環境清掃部】

【産業経済部】

産業分野の取組みの推進エンジンとなる産官の連携体制を整備し、事業者と行政が一体となって取組みを進めます。



### 環境製品技術カタログ

～ものづくりのまち大田区の高度な専門技術や環境配慮製品やノウハウが集結！～

大田区の企業には、これまでに蓄積してきた高度な専門技術や環境配慮に関するノウハウがあります。

その中から、大田区新製品・新技術コンクール（優れた新製品や新技術を開発した区内企業を表彰し、その高度な開発力・技術力を広く内外にアピールするコンクール）等での受賞製品、大田区優工場\*認定工場（区内の他の工場の模範となる優れた工場を認定する制度）、ISO14001 認証工場等の製品を中心に掲載しています。

掲載している製品の性能や省エネ効果、技術は、企業からの申し出に基づいたものです。



## 環境経営勉強会

産業分野の施策の推進には、区内企業と行政が一体となった取組みが欠かせません。平成25年度から、企業関係者及び区関係部との情報共有を図り、交流・連携を深めるとともに、環境ビジネスの振興、産官協働推進体制の構築、リーダー役となる区内企業のキーマンや団体の発掘・育成を目指して、環境経営勉強会を開催しています。

～今までの取組み～

- ・平成25年度：コストダウンをテーマとして勉強会を開催
- ・平成26年度：協働テーマを検討するため、視察等を実施
- ・平成27年度：区内に事業所を有する大手企業グループを顧問に迎え、区内企業から出る廃棄物のコスト削減や再利用による資源循環を目指し、講義と意見交換を実施
- ・平成28年度：平成27年度に引き続き、講義や工場の視察を実施



## (1) 取組みの方向性

呑川の水質汚濁、幹線道路沿道における二酸化窒素や騒音の環境基準\*の超過などの公害関連の課題に対して、国や東京都と必要に応じて連携しながら、適正な対処を図ります。

また、事業者が取り扱う有害化学物質の流出・拡散など、災害時において心配される環境汚染問題についても、区として必要な対策を講じます。

上記の環境保全対策に加えて、羽田空港の沖合展開後の増便などに伴う影響を注視するほか、まちの景観・美観への対応などを図り、大田区の美しい都市環境を維持するとともに、さらなる改善を目指します。

国や東京都との連携のもとでの健全な水循環の確保に向けた取組みや、避難所等における緊急時のエネルギー確保など、自然災害に強いまちづくりを進めます。

### B-1 沿道環境の保全対策

自動車交通量の多い国道や主要な道路の沿道地域では、快適な暮らしを実現するため、二酸化窒素等による大気汚染や騒音の対策が求められます。

区では、都市計画道路の整備推進を図るとともに、国や東京都へ働きかけるなど沿道環境の保全対策を図ります。また、羽田空港の沖合展開後の増便などに伴う影響に対して、騒音・振動対策や大気環境保全対策に係る取組みを継続して展開します。

### B-2 環境保全対策

環境保全対策の全般について、引き続き、着実に取組みを進める必要があります。

そのため、東京都や流域自治体との連携による呑川の水質浄化対策のほか、事業者による有害化学物質の適正管理の推進や、安全・安心な暮らしのための情報提供など、大田区の良い生活環境の確保に向けた取組みを推進します。

### B-3 美しい都市環境の創造

区民等や区内事業者に対してだけでなく、今後ますますの増加が予想される海外観光客を始めとする来訪者に対しても、清潔で美しい大田区の魅力を感じてもらえるようなまちづくりを進める必要があります。

区では、景観計画に基づく取組みの推進のほか、路上喫煙対策や地域美化活動等の個別対策を着実に推進し、美しい都市環境の形成を目指します。

### B-4 自然災害に強いまちづくり

東日本大震災以降も大規模な自然災害による甚大な被害が大きく報道されたことなどから、人々の間では自然災害に強いまちづくりに対する関心が一層高まっており、環境面の取組みからも貢献が求められています。

そのため、健全な水循環の確保に向けた取組みのほか、避難所等における緊急時のエネルギー確保のための対策を進めます。

## 大田区の取組み一覧

取組みの方向性	個別施策	
B-1 沿道環境の保全対策	(1) 騒音・振動対策の推進	①自動車騒音・振動調査
	(2) 大気環境の保全対策の推進	①大気汚染調査 ②都市計画道路の整備
B-2 環境保全対策	(1) 水環境の保全対策の推進	①河川等水質浄化対策の推進
		②水質汚濁調査
	(2) 環境保全対策の推進	①鉄道騒音・振動調査
		②航空機騒音調査
		③土壌汚染対策 ④事業所の危機管理対策 ⑤安全安心な暮らしのための情報提供
B-3 美しい都市環境の創造	(1) 景観・美観に配慮したまちづくり	①景観計画の推進
		②歩きたばこ・路上喫煙対策
		③地域美化活動の支援
B-4 自然災害に強いまちづくり	(1) 健全な水循環の確保に向けた取組みの推進	①健全な水循環の確保に向けた取組みの推進
	(2) 地域分散型エネルギーの確保	①緊急時のエネルギー確保のための対策の推進

※前期計画にあった個別施策、「公共交通の利用促進」、「自転車等利用総合対策の推進」については、基本目標 C のみで掲載しますが、従前どおり基本目標 B の取組内容も継続して進めます。

## 進捗管理指標

※基準が平成 27 年度となっているものは、28 年度の中間見直し後に追加したものです。

進捗管理指標	基準	実績 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
①道路沿道測定局の二酸化窒素環境基準*達成率※ <sup>1</sup>	66.7% (平成 22 年度)	100%	100%
②道路交通騒音の環境基準*達成率※ <sup>2</sup>	77.1% (平成 27 年度)	77.1%	100%
③一般環境測定局の二酸化窒素環境基準*達成率の維持	100% (平成 22 年度)	100%	100%
④航空機騒音の環境基準*達成の維持	100% (平成 27 年度)	100%	100%
⑤光化学スモッグ*通報の発令回数	5 回 (平成 22 年度)	0 回	0 回
⑥呑川（山野橋・底層）の溶存酸素量※ <sup>3</sup>	0.7 mg/L (平成 27 年度)	0.7 mg/L	2.0 mg/L

環境基準とは

環境基本法により国が定めています。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について、人の健康や生活環境を守るために、「維持されることが望ましい基準」のことを言います。

※1 道路沿道測定局の二酸化窒素環境基準\*達成率：二酸化窒素の環境基準\*を達成した道路沿道測定局 3 局の割合

※2 道路交通騒音の環境基準\*達成率：定点で昼夜ともに基準値以下と推計される戸数割合

※3 呑川（山野橋・底層）の溶存酸素量：年 12 回の水質測定結果の年度平均値

## 海の水質検査

大田区環境対策課では年 4 回、海の水質検査をしています。



漁船を借りて、検査機材を積み込みます。



海中の水質を検査するため、専用の機材を使用して採水します。

(p.39 へ続く)

## (2) 大田区の実践

### B-1 沿道環境の保全対策

#### (1) 騒音・振動対策の推進

##### ①自動車騒音・振動調査

【環境清掃部】

自動車騒音・振動の実態把握とその対策のため、騒音・振動に関する調査を行い、関係機関へ対策を要望します。

#### (2) 大気環境の保全対策の推進

##### ①大気汚染調査

【環境清掃部】

区内の大気汚染の状況を把握するため、住宅地などの一般環境、主要な道路沿道に測定局を設置し、常時測定を行います。

光化学スモッグ\*による被害を防止するため、光化学オキシダント\*濃度が高くなった場合は光化学スモッグ\*注意報等を発令します。

##### ②都市計画道路の整備

【都市基盤整備部】

【まちづくり推進部】

交通渋滞による道路周辺環境への影響を軽減するため、区内都市計画道路の整備推進を図るとともに、国や東京都に働きかけます。

(p.38「海の水質検査」 続き)



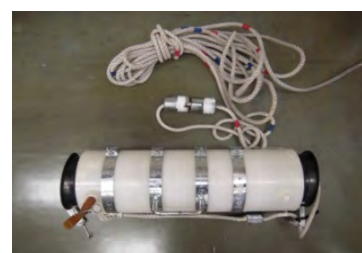
**エクマンバージ型採泥器**

海底の泥を採取するための道具です。金属の口の部分を開いて、海底まで降し、そこで口を閉じることで海底に貯まっている泥を採取します。



**透明度計**

水の濁りを測る装置です。白い円板が見えなくなる深さの値を透明度といいます。値が大きいほど透明ということです。



**バンドーン型採水器**

海中又は海底近くの水を採水するために使用します。採水する深さまで沈めたら、両側の黒い部分を開いて、その深さの水を採水します。

## B-2 環境保全対策

### (1) 水環境の保全対策の推進

#### ①河川等水質浄化対策の推進

【都市基盤整備部】

【環境清掃部】

東京都や流域自治体と連携して、合流式下水道の改善、浄化施設、河床整正などの総合的な水質浄化対策やユスリカ対策などを実施していきます。

また、透水性舗装\*や雨水貯留槽、屋上緑化\*の整備のほか、保護樹林・樹木の保護・育成を行い、下水道へ流入する雨水の量と河川へ越流する下水の量を削減するとともに、地下水や湧水\*のかん養に努めます。

さらに、下水道からの越流水そのものの汚濁を減らすため、生活排水減量の啓発活動を実施するほか、区道の路面や雨水ます\*の清掃などを実施します。

河川の実態や水質浄化対策の効果を把握するため、定期水質調査や河川パトロールを実施します。

#### ②水質汚濁調査

【環境清掃部】

事業所排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、分流式下水道地区（埋立域）での工場指導を実施します。



## 呑川水質浄化対策研究会での取組み

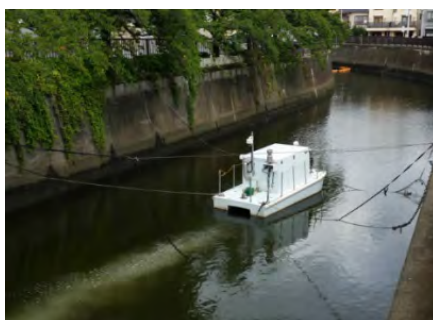
呑川は、世田谷区、目黒区、大田区の三区にまたがる二級河川であり、主な水源は東京都環境局・東京都建設局・東京都下水道局の三局の共同事業である、城南河川清流復活事業における下水道局落合水再生センターから送水される高度処理された再生水です。

平成7年に開始された城南河川清流復活事業以降、BOD\*の値は環境基準\*を満たしていますが、主に中流域において白濁化やスカム\*及び悪臭の発生など、様々な水環境問題が発生しています。

そのような状況もあり、平成19年度に東京都建設局・東京都下水道局・大田区で「呑川水質浄化対策研究会」を設置し、平成25年度には東京都環境局・目黒区・世田谷区が参加し、研究会を拡充して以来、河川対策、下水道対策、流域対策など総合的な水質浄化対策を検討し、具体的な施策を推進しています。

下水道対策として、主に貯留施設による合流改善事業が挙げられますが、施設整備には長期間を要するため、短期・中期的な対策として、スカム\*発生抑制装置、高濃度酸素水浄化施設、河床整正など多角的な河川対策に取り組んでいます。

今後も、呑川の水質改善のため、上流区である世田谷区、目黒区の協力のもと、東京都建設局・東京都下水道局・東京都環境局と連携し、総合的な水質浄化対策を推進していきます。



スカム\*発生抑制装置



バックホウによる河床整正工事



高濃度酸素水による浄化実験

## (2) 環境保全対策の推進

---

### ①鉄道騒音・振動調査

【環境清掃部】

新幹線、在来線の鉄道騒音・振動の調査を実施します。

### ②航空機騒音調査

【環境清掃部】

平成 20 年の横田空域返還に伴う区内上空飛行ルート騒音調査に加え、羽田空港の増便が検討されていることから、航空機騒音を把握するため騒音調査を継続します。

### ③土壌汚染対策

【環境清掃部】

土壌汚染による人の健康被害の防止に努め、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保するため、有害物質取扱事業者を指導します。

### ④事業所の危機管理対策

【環境清掃部】

災害時等に有害物質の流出を防止するため、少量でも化学物質を取扱っている工場での自主管理支援を行い、危機管理体制を確立します。

### ⑤安全安心な暮らしのための情報提供

【環境清掃部】

区内放射線量の測定など、区民等や事業者の安全・安心な暮らしのために必要な情報提供を行います。

## B-3 美しい都市環境の創造

### (1) 景観・美観に配慮したまちづくり

#### ①景観計画の推進

【まちづくり推進部】

各地域の特性に応じた自然や多様な歴史資源、生活文化を、まちづくりに活かすため、平成25年10月に策定した「大田区景観計画」に基づき、個性と魅力あふれる良好な景観形成を誘導します。

#### ②歩きたばこ・路上喫煙対策

【環境清掃部】

区民の生活環境の向上を図ることを目的に、公共の場における歩行（自転車等運転中を含む）喫煙及び吸い殻等のポイ捨てを防止するための区民意識の啓発等総合的な施策の推進並びに、喫煙マナーに関わる問題について必要な措置を講じます。

#### ③地域美化活動の支援

【環境清掃部】

【地域力推進部】

区民等、事業者及び団体の相互協力による、環境美化活動を支援し、地域の美化を推進します。

## B-4 自然災害に強いまちづくり

### (1) 健全な水循環の確保に向けた取組みの推進

#### ①健全な水循環の確保に向けた取組みの推進

【都市基盤整備部】  
【まちづくり推進部】

総合治水対策の一環として、下水道へ流入する雨水の量と河川へ越流する下水の量を削減するとともに、雨水を地下に浸透させ、水循環を豊かにし、地下水等を保全するため、道路での透水性舗装\*や道路浸透ますの設置等を行います。

また、民有地での雨水浸透ます\*等の設置に対して助成を行います。

### (2) 地域分散型エネルギーの確保

#### ①緊急時のエネルギー確保のための対策の推進

【企画経営部】  
【総務部】  
【環境清掃部】

避難所等において、災害発生直後に必要な電力や熱を確保するため、太陽光発電\*などの再生可能エネルギー\*や環境負荷の少ない天然ガス等を活用したコージェネレーション\*システム、蓄電池等の分散型エネルギーシステムの導入を検討します。

また、導入したシステムを活用し、平常時の電力ピークカット\*等、エネルギーの効率的な活用を図り、温室効果ガス\*の削減を図ります。

## （1）低炭素社会をめぐる社会の動き

平成 28 年 11 月 4 日、地球温暖化対策\*の新たな国際的な枠組みとなるパリ協定\*が発効しました。世界のすべての国が「産業革命前からの世界平均気温の上昇を 2℃より十分低く保つ（1.5℃に抑える努力をする）」という目標のもと、深刻化する地球温暖化に対して、行動を始めることとなります。

政府は、パリ協定\*に基づく日本の温室効果ガス\*削減目標として「平成 42 年度（2030 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減」を定め、この削減目標を達成するための新たな計画として「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月）を閣議決定しました。「地球温暖化対策計画」では、今後の地球温暖化対策\*と経済成長が両立する社会を目指し、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギー\*の最大限の導入、革新的な技術開発の実現を掲げています。また、東京都では、「東京都環境基本計画 2016」（平成 28 年 3 月）を策定し、「平成 42 年度（2030 年度）に平成 12 年度（2000 年度）比で 30%削減」といった新たな温室効果ガス\*削減目標や、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたレガシーとしての水素社会の実現といった環境施策の強化に取り組んでいます。

大田区においても、平均気温の上昇、真夏日や局地的強雨の発生頻度の増加など、地球温暖化の影響が顕在化しており、新たに掲げられた国の削減目標の達成に向けて、区民等、事業者と一体となった取組みの実施が従来にも増して求められています。

### 地球温暖化の影響



大規模な水害の様子

写真：気候変動適応情報プラットフォーム  
ホームページ

地球温暖化は人類に深刻な影響を及ぼすものです。例えば、地球温暖化が原因とされている気候変動や気温上昇は、沿岸域の洪水や暴風雨による被害の増加や生態系の変化、乾燥地域の干ばつの増加などを引き起こし、様々な自然システムに悪影響を及ぼしています。

特に日本の都市域では、集中豪雨などの異常気象による被害の他、これまで熱帯地方の病気と考えられていた Dengue 熱等の蚊に媒介される感染症の増加などの影響が危惧されます。

## (2) 大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての位置づけ

本節は、「地球温暖化対策推進法」第 21 条に基づく地方公共団体実行計画に必要な事項を定めるものであり、本節の内容をもって「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本実行計画」という。）に位置づけます。

## (3) 本実行計画の基本的事項

### ① 目的

本実行計画は、大田区の自然的条件・社会的条件を踏まえ、区民等、事業者及び区の各主体が各々の役割に応じた取組みを総合的かつ計画的に推進することで、大田区の温室効果ガス\*排出量を抑制し、低炭素\*社会を構築することを目的とします。

### ② 期間

本実行計画の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 5 年間です。

ただし、温室効果ガス\*削減目標については、国等の目標を考慮し、平成 42 年度（2030 年度）の中期的目標及び平成 62 年度（2050 年度）の長期的な方向性に関して定めます。温室効果ガス\*排出量の削減目標の基準となる年度（基準年度）は、平成 25 年度（2013 年度）とします。

### ③ 対象

本実行計画の対象範囲は、大田区全域とします。

また、低炭素\*社会の構築に向けた取組みの対象は、大田区の温室効果ガス\*排出に関わるあらゆる主体（区民等、事業者及び区）とします。

対象となる温室効果ガス\*は、「地球温暖化対策推進法」第 2 条第 3 項に定められる以下の 7 種類のガスとします。

温室効果ガス\*の種類

種類		主な排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )		化石燃料の燃焼等
その他ガス	メタン (CH <sub>4</sub> )	燃焼、自動車の走行等
	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃焼、自動車の走行等
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	スプレー、エアコンの冷媒等
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体洗浄等
	六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電力の絶縁体や半導体洗浄
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体や液晶基板の洗浄等	

## （4）温室効果ガス排出量の削減目標

次項に示す平成42年度（2030年度）の温室効果ガス\*削減見通しを踏まえ、大田区の温室効果ガス\*排出量の削減目標を設定します。

併せて、区民等や事業者による省エネルギーの取組みを直接反映する指標として、区内の「エネルギー消費量」に関する削減目標を新たに設定します。

また、平成62年度（2050年度）頃の達成を目指す低炭素\*社会の姿（長期理念）として、次の温室効果ガス\*排出量の削減率を掲げます。

区は、温室効果ガス\*削減目標の達成及び長期理念の実現に向け、区民等や事業者の行動様式の転換や再生可能エネルギー\*の導入等の施策展開を引き続き図っていきます。

### 大田区の温室効果ガス\*排出量の削減目標

平成42年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で**26%**の削減

### 大田区のエネルギー消費量の削減目標

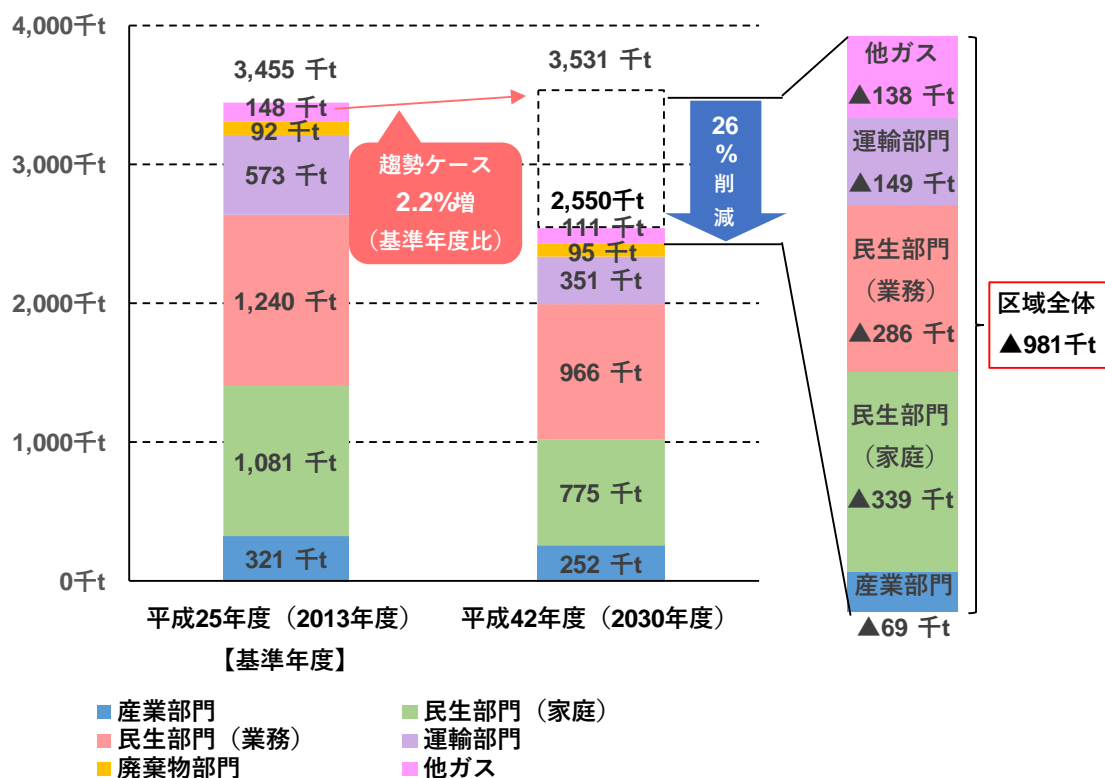
平成42年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で**20%**の削減

### 大田区の温室効果ガス\*排出量のあるべき姿（長期理念）

平成62年度（2050年度）までに現状から**80%**の削減

## （5）温室効果ガス排出量の削減見通し

削減目標の設定にあたり、各部門において対策を講じた場合に見込まれる削減量の算定を行いました。算定にあたっては、国の「地球温暖化対策計画」における対策削減量を根拠資料としています。具体的には、国や大規模事業所が行う対策において見込まれる削減量に加えて、区民等や事業者が行う身近な運用対策による削減量、電力会社の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出係数\*の改善による削減量について、大田区の地域特性、区民等や事業者の意向等を踏まえ、大田区において削減が期待される効果量として推計しました。



平成42年度（2030年度）の温室効果ガス\*排出量 [対策ケース] の推計結果 (単位: 千t-CO<sub>2</sub>)

平成42年度（2030年度）の温室効果ガス\*排出量 [現状ケース] の推計結果 (単位: 千t-CO<sub>2</sub>)

	①基準年度 平成25年度 (2013年度)	平成42年度（2030年度）の見通し				
		②現状趨勢 ケース <sup>1</sup>	③削減量	④対策ケース (= ②-③)	基準年度比 (= 1-④/①)	
産業部門	321	321	▲69	252	-21.6%	
民生部門	家庭	1,081	1,114	▲339	775	-28.3%
	業務	1,240	1,252	▲286	966	-22.1%
運輸部門	573	500	▲149	351	-38.7%	
廃棄物部門	92	95	0	95	+3.1%	
その他ガス	148	249	▲138	111	-24.9%	
<b>合計</b>	<b>3,455</b>	<b>3,531</b>	<b>▲981</b>	<b>2,550</b>	<b>-26.2%</b>	

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

※ 表中の削減量には、平成42年度（2030年度）のエネルギーミックスによる電気の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出係数\*の改善効果（0.522 kg-CO<sub>2</sub>/kWh→0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh）による削減見込量を含んでいます。

<sup>1</sup> 今後追加的な対策を取らないことを想定した場合の温室効果ガス\*排出量を指します。



平成 42 年度（2030 年度）における二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の削減量の見込み

部門	対策項目	削減量	部門内内訳		
エネルギー由来の二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	産業部門	省エネ技術・設備の導入（高効率空調，産業用照明の導入等）	▲64.4 千 t	93.0%	
		エネルギー管理の徹底（製造過程における省エネ技術の導入等）	▲4.2 千 t	6.0%	
		その他対策・施策（業種間連携省エネの取組み推進）	▲0.7 千 t	1.0%	
		<b>【合計】</b>	<b>▲69.2 千 t</b>		
	民生部門	家庭	住宅の省エネ化（断熱化，新築住宅の省エネ基準適合の推進等）	▲88.9 千 t	26.2%
			省エネ機器*の導入（HEMS*・スマートメーター導入，高効率給湯器*の導入等）	▲244.1 千 t	72.0%
			省エネ行動の推進（こまめな消灯，適切な室温管理等）	▲6.2 千 t	1.8%
			<b>【合計】</b>	<b>▲339.1 千 t</b>	
		業務	建築物の省エネ化（断熱化，新築建築物の省エネ基準適合の推進）	▲56.3 千 t	19.7%
			省エネ機器*の導入（BEMS*，高効率照明，高効率ボイラーの導入等）	▲187.7 千 t	65.7%
			省エネ行動の推進（こまめな消灯，適切な室温管理等）	▲9.4 千 t	3.3%
	その他対策・施策（エネルギーの面的利用拡大，ヒートアイランド*対策等）		▲32.5 千 t	11.4%	
		<b>【合計】</b>	<b>▲285.9 千 t</b>		
	運輸部門	単体対策（燃費改善，次世代自動車の普及）	▲81.8 千 t	54.8%	
		その他対策（公共交通機関の利用促進，エコドライブ*の推進等）	▲67.4 千 t	45.2%	
	<b>【合計】</b>	<b>▲149.1 千 t</b>			
その他ガス <sup>注)</sup>	代替フロン対策（廃棄時等のフロン類の回収の促進等）	▲138.1 千 t			
合計		<b>▲981.5 千 t</b>			

注) 非エネルギー由来の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の削減対策を包含しています。

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

※ 表中の削減量は、平成 42 年度（2030 年度）現状趨勢ケースにおいて対策実施により見込まれる削減量を指します。

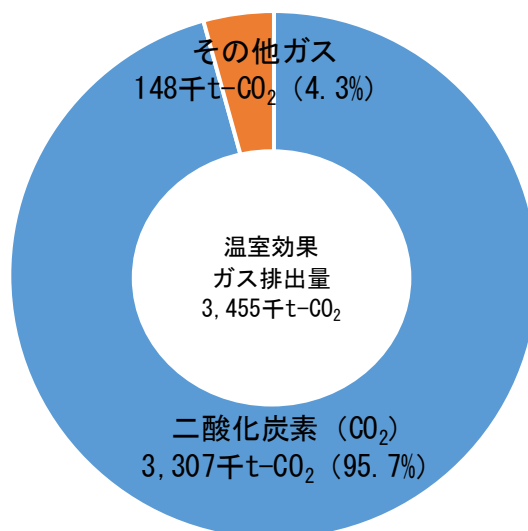
※ 表中の削減量には、平成 42 年度（2030 年度）のエネルギーミックスによる電気の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出係数\*の改善効果（0.522 kg-CO<sub>2</sub>/kWh→0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh）による削減見込量を含んでいます。

資料) 環境省「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月閣議決定）をもとに算定

## (6) 温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の動向

### ① 温室効果ガス\*排出量

平成 25 年度（2013 年度）の温室効果ガス\*排出量は 3,455 千 t-CO<sub>2</sub> です<sup>2</sup>。このうち二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は 3,307 千 t-CO<sub>2</sub> で、温室効果ガス\*全体の 95.7%を占めます<sup>3</sup>。



### 温室効果ガス\*排出量

資料) (財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス\*排出量 (1990 年度～2013 年度)」(平成 28 年 3 月)

### ② 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量

平成 25 年度（2013 年度）の二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量は 3,307 千 t-CO<sub>2</sub> であり、その内訳を見ると、民生部門（業務）が 37.5%と最大で、次いで民生部門（家庭）32.7%、運輸部門 17.3%、産業部門 9.7%、廃棄物部門 2.8%と続きます。

前計画において基準年度としていた平成 2 年度（1990 年度）と比較すると、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量は 15.3%の増加となります。

<sup>2</sup> 温室効果ガス\*排出量の算定に必要な統計資料がすべて発行されるには 2 年程度の遅れが生じることから、現時点で算定可能な直近年度は平成 25 年度（2013 年度）です。

<sup>3</sup> その他ガスの内訳は、メタン (CH<sub>4</sub>) が 4 千 t-CO<sub>2</sub> (0.1%)、N<sub>2</sub>O が 12 千 t-CO<sub>2</sub> (0.4%)、HFCs が 129 千 t-CO<sub>2</sub> (3.7%)、PFCs が 1 千 t-CO<sub>2</sub> (0.04%)、SF<sub>6</sub> が 2 千 t-CO<sub>2</sub> (0.04%)、NF<sub>3</sub> が 1 千 t-CO<sub>2</sub> (0.03%) となっています。なお、端数処理の関係上、合計値等は一致しないことがあります。

部門別の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量（単位：千t-CO<sub>2</sub>）

部門	平成2年度（1990年度）		平成25年度（2013年度）		増減率
		構成比		構成比	
農業・水産業	0	0.0%	0	0.0%	-28.2%
建設業	124	4.3%	56	1.7%	-54.8%
製造業	650	22.7%	265	8.0%	-59.2%
産業部門計	774	27.0%	321	9.7%	-58.5%
家庭	720	25.1%	1,081	32.7%	+50.2%
業務	656	22.9%	1,240	37.5%	+89.1%
民生部門計	1,375	47.9%	2,320	70.2%	+68.7%
自動車	638	22.2%	509	15.4%	-20.2%
鉄道	41	1.4%	64	1.9%	+55.5%
運輸部門計	679	23.7%	573	17.3%	-15.6%
廃棄物部門	41	1.4%	92	2.8%	+126.8%
合計	2,869	100.0%	3,307	100.0%	+15.3%

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

資料）（財）特別区協議会「特別区の温室効果ガス\*排出量（1990年度～2013年度）」（平成28年3月）

### ③ エネルギー消費量

平成25年度（2013年度）のエネルギー消費量は33,171 TJ\*であり、その内訳を見ると、民生部門（家庭）が33.5%と最大で、次いで民生部門（業務）33.1%、運輸部門23.8%、産業部門9.6%と続きます。

前計画において基準年度としていた平成2年度（1990年度）と比較すると、エネルギー全体で10.9%の減少となります。

部門別のエネルギー消費量（単位：TJ\*）

部門	平成2年度（1990年度）		平成25年度（2013年度）		増減率
		構成比		構成比	
農業・水産業	2	0.0%	1	0.0%	-29.4%
建設業	1,776	4.8%	663	2.0%	-62.7%
製造業	8,373	22.5%	2,523	7.6%	-69.9%
産業部門計	10,150	27.3%	3,187	9.6%	-68.6%
家庭	9,636	25.9%	11,108	33.5%	+15.3%
業務	7,499	20.2%	10,981	33.1%	+46.4%
民生部門計	17,135	46.1%	22,089	66.6%	+28.9%
自動車	9,533	25.6%	7,453	22.5%	-21.8%
鉄道	390	1.0%	442	1.3%	+13.2%
運輸部門計	9,924	26.7%	7,895	23.8%	-20.4%
合計	37,208	100.0%	33,171	100.0%	-10.9%

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

資料）（財）特別区協議会「特別区の温室効果ガス\*排出量（1990年度～2013年度）」

（平成28年3月）

#### ④ 現状趨勢ケースの将来排出量

現状趨勢ケースの将来排出量について、大田区の将来人口や各排出部門の活動量の増減傾向などをもとに推計<sup>4</sup>しました。その結果、平成42年度(2030年度)の温室効果ガス\*排出量は3,531千t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度と比較すると2.2%の増加です。

民生部門(家庭)の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量は基準年度比3.1%増、民生部門(業務)は同1.0%増、運輸部門は同12.7%減などとなります。また、その他ガスはハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出増などにより基準年度比68.3%増となります。

平成42年度(2030年度)の温室効果ガス\*排出量[現状趨勢ケース]の推計結果(単位:千t-CO<sub>2</sub>)

部門		平成42年度(2030年度) [現状趨勢ケース]		基準年度 平成25年度 (2013年度)比
			構成比	
産業部門		321	9.1%	±0.0%
民生部門	家庭	1,114	31.5%	+3.1%
	業務	1,252	35.5%	+1.0%
運輸部門		500	14.2%	-12.7%
廃棄物部門		95	2.7%	+3.1%
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )		3,282	92.9%	-0.7%
その他ガス		249	7.1%	+68.3%
合計		3,531	100.0%	+2.2%

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

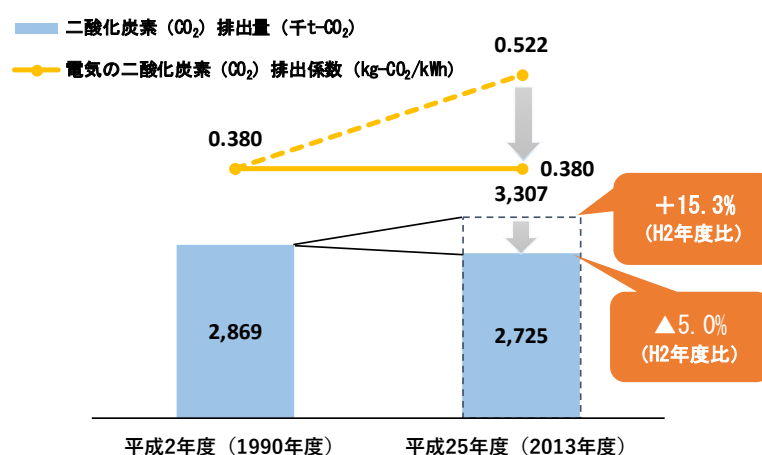
<sup>4</sup> 人口及び世帯数は「大田区人口ビジョン」(H28.3)で公表している推計値を採用し、それ以外においては主にこれまでのトレンド\*に基づく推計値を適用しました。なお、産業部門は年度における変化が多いため横ばいで推移すると想定しました。

## （7）二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の増減要因

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の増減は、電気の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出係数\*の変動、活動量<sup>5</sup>や単位あたりのエネルギー消費量の増減といった要因の変化に影響を受けています。

### ① 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出係数\*による影響

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出係数\*とは、エネルギー消費量を二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量に換算するための係数です。電気の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出係数\*は、年度ごとの電源構成によって変動し、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の増減に大きく影響を与えます。仮に、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出係数\*を平成2年度（1990年度）値（0.380kg-CO<sub>2</sub>/kWh）で固定した場合、平成25年度（2013年度）の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は2,725千t-CO<sub>2</sub>となり、大きく異なります。



電気の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出係数\*の変動に伴う影響

### ② エネルギー消費量の増減による影響


様々な社会経済活動によるエネルギー消費に伴い、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が排出されます。エネルギー消費は、活動量や活動量あたりのエネルギー消費量といった要因と関係しており、それらの増減が二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量に影響を及ぼします。

以下に部門ごとのエネルギー消費量の主な増減要因を整理します。

部門別エネルギー消費量の主な増減要因

部門	増減傾向	増減要因（平成2年度（1990年度）比）	
産業部門	減少	製造品出荷額の減少（76.2%減）	
民生部門	家庭	増加	世帯数の増加（35.9%増）、人口の増加（8.2%増）
	業務	増加	延床面積の増加（39.8%増）
運輸部門	減少	自動車保有台数の減少（乗用車：5.9%減）、燃費の改善	
廃棄物部門	増加	世帯数の増加（35.9%増）	

<sup>5</sup> 生産量、使用量、焼却量といった排出活動の規模を表す指標



## パリ協定とは（COP21）

平成 27 年 12 月にフランス・パリで開催された COP\*21（国連気候変動枠組条約\*第 21 回締約国会議）において、平成 32 年以降の新しい地球温暖化対策\*の国際的枠組みである『パリ協定\*』が正式に採択されました。


『パリ協定\*』では、「世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及する」という目標が打ち出されました。そのために、すべての国が、それぞれの国の事情に合わせて排出量削減に向けた目標を提出すること、その達成のための国内対策を講じることが義務付けられました。

この『パリ協定\*』は、京都議定書と同じく法的拘束力を持ち、また、先進国だけでなく、途上国を含め条約に加盟するすべての国・地域を対象とする協定として画期的な国際合意と言えます。

採択の翌年、平成 28 年 11 月 4 日には、「55 カ国以上が批准し、批准国の温室効果ガス\*排出量が全排出量の 55%以上を占めること」という協定の発効要件が満たされ、『パリ協定\*』は発効しました。これを受け、各国では、温室効果ガス\*排出削減・吸収のための取組みをさらに強化し、適応のための計画を具体的に進めて行くこととなります。

なお、わが国は、平成 28 年 11 月 8 日に批准し、今後の国際的な気候変動対策に向けた取組みが期待されています。

資料) 環境省ホームページをもとに作成



## （８）取組みの方向性

低炭素\*社会実現の重要性を認識し、区民等、事業者及び区がそれぞれの責務を果たすよう、これまで続けてきた取組みをさらに加速させます。

区民等の日常生活などにおける身近な対策の定着に加え、エネルギー効率の高い機器や住宅・建築物の導入等を進めるなど、省エネルギー型の行動様式への転換を促進します。

中心拠点のまちづくりや交通ネットワーク構築を進めるとともに、ヒートアイランド\*対策に配慮したまちづくりを進めます。

また、既存の建物に加え、大規模開発時を対象とした再生可能エネルギー\*の導入促進を図ります。

地球温暖化対策\*を促すため、区民等、事業者及び区の連携強化や、自治体間が連携した取組みを推進します。

### C-1 省エネルギー型の行動様式への転換

今後、区内人口の増加や業務部門の総床面積の拡大などが予測されるため、家庭部門及び業務部門の温室効果ガス\*削減には更なる取組みが必要となります。区民等や事業者における省エネルギー型の行動様式への転換を推し進めることで温室効果ガス\*削減を図ります。

家庭や事業所における省エネルギー行動の促進や、住宅及び建築物の省エネルギー化の促進を図ります。また、「大田区役所エコオフィス推進プラン」に基づき、率先行動を実践します。

### C-2 低炭素まちづくり

温室効果ガス\*の大幅削減のためには、一人ひとりの実践行動に加えて、大田区のまち全体をエネルギー効率の高い低炭素\*型のまちに発展させていく必要があります。

低炭素\*型の中心拠点まちづくりや交通ネットワークの構築を展開します。また、風の道や緑化推進等によるヒートアイランド\*対策を推進します。

### C-3 環境にやさしいエネルギー等の導入拡大

環境にやさしいエネルギー\*を利用することにより、従来のエネルギーと比較して、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を削減することが可能となります。中長期的な取組みとして進められてきた再生可能エネルギー\*の導入は、温室効果ガス\*削減効果などの環境面だけでなく、災害時のエネルギー確保の手段としての役割に期待が寄せられているところであり、今後も一層の推進を図る必要があります。

住宅や区有施設等の建物や、区内での大規模開発に対して再生可能エネルギー\*等の環境にやさしいエネルギー\*の導入を促進します。また、燃料電池をはじめとする次世代エネルギー\*の普及促進を図ります。

### C-4 地球温暖化対策を促すための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備

地球温暖化対策\*は区内のすべての主体の参加が必要であり、さらには区外の自治体や地域と協力しながら進めていく視点が必要です。

そのため、大田区地球温暖化対策地域協議会を通じた区民等・事業者との連携強化を図ります。また、他自治体と連携した二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）削減の取組みを展開します。



## 大田区の実施計画

取組みの方向性	個別施策	
C-1 省エネルギー型の 行動様式への転換	(1) 家庭・事業所における 省エネルギー行動の促進	①家庭における省エネ型行動様式 (生活様式) への転換 ②事業所における省エネ型行動様式 への転換
	(2) 区役所による率先行動	①区の業務から排出される二酸化炭 素(CO <sub>2</sub> )の削減
	(3) 住宅・建築物の省エネ ルギー化の促進	①住宅・建築物の省エネルギー化の促 進
C-2 低炭素*まちづくり	(1) 環境にやさしいまちづ くり	①中心拠点のまちづくり
	(2) 交通ネットワークの 構築	①空港臨海部における交通ネットワ ークの検討
		②新空港線「蒲蒲線」の整備推進
		③コミュニティバスの運行支援
		④自転車等利用総合対策の推進
	(3) ヒートアイランド*対策 の推進	⑤公共交通の利用促進
①呑川緑道における風の道のまちづ くり		
②緑化の推進 ③打ち水の普及促進		
C-3 環境にやさしいエネ ルギー*等の導入拡大	(1) 区有施設への積極導入	①区有施設への再生可能エネルギー* 設備等の導入、エネルギーの効率 化・最適化設備の利用促進
	(2) 区民等・事業者の導入 の支援	①住宅用太陽エネルギー利用機器等 の設置拡大 ②大規模開発時における再生可能 エネルギー*の導入促進
	(3) 次世代エネルギー*の 普及促進	①次世代エネルギー*の普及促進
C-4 地球温暖化対策*を促 すための主体間連携 の強化や新たな仕組 みの整備	(1) 区民等・事業者・行政 の連携強化	① 大田区地球温暖化対策地域協議会 との連携
	(2) 他地域と連携した取組 みの推進	①他自治体等との連携による二酸化 炭素(CO <sub>2</sub> )吸収量の確保

## 進捗管理指標

※基準が平成 27 年度となっているものは、28 年度の中間見直し後に追加したものです。

進捗管理指標	基準 (平成 22 年度)	実績 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
①大田区の温室効果ガス*排出量	3,261 千 t-CO <sub>2</sub> (平成 20 年度)	3,455 千 t-CO <sub>2</sub> (平成 25 年度)	3,138 千 t-CO <sub>2</sub> (平成 31 年度)
②区民一人あたりの温室効果ガス*排出量	4.72 t-CO <sub>2</sub> /人 (平成 20 年度)	4.93 t-CO <sub>2</sub> /人 (平成 25 年度)	4.47 t-CO <sub>2</sub> /人 (平成 31 年度)
③大田区のエネルギー消費量	37,506 TJ* (平成 20 年度)	33,171 TJ* (平成 25 年度)	30,829 TJ* (平成 31 年度)
④区民一人あたりのエネルギー消費量	54.3 GJ/人 (平成 20 年度)	47.3 GJ/人 (平成 25 年度)	44.0 GJ/人 (平成 31 年度)
⑤住宅用太陽光発電*システムの設置件数 [累計]	975 件 (平成 22 年度)	2,640 件	3,400 件 (平成 32 年度)
⑥区有施設の再生可能エネルギー*設備等導入件数 [累計]	15 施設 (平成 27 年度)	15 施設	18 施設
⑦庁有車の低公害車*導入率	65.4% (平成 27 年度)	65.4%	76.9% (平成 32 年度)
⑧屋上緑化・壁面緑化*の実施件数	3,189 件 (100,907 m <sup>2</sup> ) (平成 21 年度)	平成 30 年度 調査予定	3,500 件 (111,000 m <sup>2</sup> ) (平成 31 年度)

## （9）大田区の実践

### C-1 省エネルギー型の行動様式への転換

#### （1）家庭・事業所における省エネルギー行動の促進

##### ①家庭における省エネ型行動様式（生活様式）への転換

セミナーやイベントの開催、ホームページなどによる情報発信、普及啓発活動により、家庭の省エネ行動を促進します。

【全所属】  
（環境清掃部）

##### ②事業所における省エネ型行動様式への転換

セミナーやイベントの開催、ホームページなどによる情報発信、普及啓発活動により、事業所における省エネ行動を促進します。

【環境清掃部】  
【産業経済部】

#### （2）区役所による率先行動

##### ①区の業務から排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の削減

「地球温暖化対策推進法」に基づく実行計画として策定した「大田区役所エコオフィス推進プラン」を着実に推進し、区の業務から排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を削減します。

【全所属】  
（環境清掃部）

#### （3）住宅・建築物の省エネルギー化の促進

##### ①住宅・建築物の省エネルギー化の促進

住宅リフォーム助成及びおた住まいづくりフェアの実施による住宅の省エネルギー改修の支援及び普及啓発を行うことにより、住宅の省エネルギー化を促進します。

【まちづくり推進部】

## 低炭素社会とは

地球温暖化防止のためには温室効果ガス\*排出量の大幅な削減が必要であり、それを達成するための具体的な社会のあり方が「低炭素\*社会」です。

低炭素\*社会とは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量が少ない社会のことを指します。ただし、これは経済や人の活動を抑制した縮小型の社会像を唱えるものではなく、いきいきとした暮らしの実現とそれを支える経済活動の維持・拡大を図りながら、併せて活動に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出も削減していくような、新たな社会像の追求がその考え方の本質です。

低炭素\*社会の実現には、過度な消費を改める生活様式への転換や省エネルギー効果の高い住宅や機器の導入を各々が進めることに加えて、再生可能エネルギー\*の大量導入、地域でエネルギーを総合的に管理する ICT システム（情報通信技術）の導入など、まち全体のエネルギー効率の向上等を図ることなどが重要です。

### ●低炭素\*化に取り組むまちのイメージ



※LRT（次世代型路面電車システム）：環境にやさしいだけでなく、振動が少なく快適な、新しい路面電車のこと

資料）中央環境審議会地球環境部会「中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿（中長期ロードマップ）（中間整理）」（平成 22 年 12 月）  
環境省「こども環境白書 2015」

## C-2 低炭素まちづくり

### (1) 環境にやさしいまちづくり

#### ①中心拠点のまちづくり

【まちづくり推進部】  
【都市基盤整備部】

蒲田、大森、空港臨海部のまちづくりにおいて、緑づくりや基盤施設整備などの促進を図り、低炭素\*なまちづくりに取り組みます。

### (2) 交通ネットワークの構築

#### ①空港臨海部における交通ネットワークの検討

【まちづくり推進部】

空港臨海部の交通ネットワークについて、観光的側面も考慮しながら、公共交通機関、道路網、舟運、新たな交通システムを含めた、低炭素\*まちづくりに寄与する交通ネットワークの検討を進めます。

#### ②新空港線「蒲蒲線」の整備推進

【まちづくり推進部】

区内の移動利便性の向上と国際化した羽田空港と都心・副都心とのアクセス機能強化を図るため、矢口渡駅から京急蒲田駅間の早期整備に向けた取組みを促進していきます。

#### ③コミュニティバスの運行支援

【まちづくり推進部】

区内交通不便地域を解消するため、地域が支えるコミュニティバスの導入を検討するとともに、運行を支援します。

#### ④自転車等利用総合対策の推進

【都市基盤整備部】

地球環境にやさしい自転車の利用について、警察や鉄道事業者などの関係機関及び地域の方々と連携・強化を図ることで、駅周辺の放置自転車対策や自転車走行空間の整備、コミュニティサイクルの導入を推進するとともに、自転車利用者に対する交通ルールの遵守、交通マナーの向上を呼び掛け、安全で安心なまちづくりを推進します。

※前期計画では基本目標 B にも掲載していましたが、後期計画では基本目標 C のみに掲載しています。取組みに変更はありません。

### ⑤公共交通の利用促進

【環境清掃部】

空港利用者等の増加が見込まれるなかで、周辺道路の渋滞による環境面での影響や二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）発生の抑制のため、空港利用者等の公共交通機関への誘導を図ります。

※前期計画では基本目標 B にも掲載していましたが、後期計画では基本目標 C のみに掲載しています。取組みに変更はありません。

## (3) ヒートアイランド対策の推進

---

### ①呑川緑道における風の道のまちづくり

【都市基盤整備部】

呑川沿いの道路を環境に配慮した透水性・遮熱性舗装\*などに改良するとともに、街路樹を植樹することによって、風の道を創出していきます。

### ②緑化の推進

【環境清掃部】

地球温暖化防止、温熱環境の改善、自然環境の創出を図ることを目的として、生垣造成、及び建築物の屋上・壁面の緑化を推奨し、これら緑化を行う区民に助成します。

また、緑のカーテン\*などの講習会を開催します。

### ③打ち水の普及促進

【環境清掃部】

打ち水イベントの開催や用具等の貸出等により、ヒートアイランド\*対策としての打ち水の普及を図ります。

## C-3 環境にやさしいエネルギー等の導入拡大

### (1) 区有施設への積極導入

#### ①区有施設への再生可能エネルギー\*設備等の導入、エネルギーの効率化・最適化設備の利用促進

【企画経営部】  
【都市基盤整備部】  
【環境清掃部】

区有施設の建設等の際には、再生可能エネルギー\*や高効率の設備の導入など環境配慮型の施設を検討します。

また、導入したシステムを活用し、平常時の電力ピークカット\*等、エネルギーの効率的な活用を図り、温室効果ガス\*の削減を図ります。

### (2) 区民等・事業者の導入の支援

#### ①住宅用太陽エネルギー利用機器等の設置拡大

【環境清掃部】

住宅に設置される太陽エネルギー利用機器等の費用の一部を補助し、導入を支援します。

#### ②大規模開発時における再生可能エネルギー\*の導入促進

【環境清掃部】

「地域力を生かしたまちづくり条例」により大規模開発時の再生可能エネルギー\*の導入を促進します。

### (3) 次世代エネルギーの普及促進

#### ①次世代エネルギー\*の普及促進

【環境清掃部】

環境にやさしい次世代エネルギー\*の普及促進のため、情報提供を図ります。

## C-4 地球温暖化対策を促すための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備

### (1) 区民等・事業者・行政の連携強化

#### ①大田区地球温暖化対策地域協議会との連携

【環境清掃部】

「地球温暖化対策推進法」に基づき設置した「大田区地球温暖化対策地域協議会」と区が連携し、区民、事業者等に向けた地球温暖化対策\*の普及啓発及び支援に取り組むとともに、区が取り組むべき施策や効果的な実施方法について検討します。

また、地球温暖化対策\*に取り組む区民団体や事業者に関する情報を収集し、区民、事業者、区の情報共有を図るとともに、地域主体の地球温暖化対策\*を推進します。

### (2) 他地域と連携した取組みの推進

#### ①他自治体等との連携による二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）吸収量の確保

【環境清掃部】

他の施策で削減量が十分でない温室効果ガス\*について、国内友好都市（長野県東御市、秋田県美郷町、宮城県東松島市）や多摩川上流の他自治体等と連携し、森林保全、再生可能エネルギー\*発電による電力の購入等を通じた二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）吸収量の確保を図ります。



## 再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギー\*は、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇せず繰り返し使えるエネルギーです。法律※<sup>1</sup>では、「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス\*が規定されています。また、再生可能エネルギー\*は発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をほとんど排出しないため、環境負荷の少ない優れたエネルギーと言えます。

※1 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

### 再生可能エネルギー\*の例※<sup>2</sup>

#### 太陽光発電\*



太陽の光が持つエネルギーを、太陽電池で直接電気に変えます。

#### 風力発電



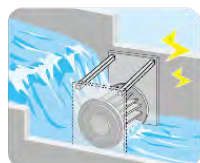
風力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。

#### バイオマス\*



動植物などの生物資源（バイオマス\*）をエネルギー源として電気や熱、燃料をつくります。

#### 水力発電



水の流れを利用して発電機を回し、電気を起こします。

#### 地熱発電



地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などの形で取り出し、タービンを回して発電します。

#### 太陽熱利用



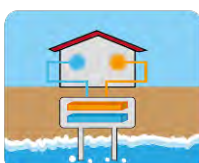
太陽の熱エネルギーを屋根の上などに置いた集熱器で集めて、給湯や冷暖房に利用します。

#### 雪氷熱利用



雪や氷の冷熱エネルギーを冷房や冷蔵に利用します。

#### 温度差熱利用



海水や河川氷などが持つ温度差エネルギーを、ヒートポンプを使って利用します。

※2 上記のほかに、地中熱利用や空気熱利用（ヒートポンプ給湯器や空調用エアコン等）などがあります。

### 再生可能エネルギー\*の固定価格買取制度\*

平成24年7月に開始された「再生可能エネルギー\*の固定価格買取制度\*」は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス\*で発電した電力を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度です。この制度により、再生可能エネルギー\*による発電事業への企業の参入が促進され、普及が進められています。

資料）資源エネルギー庁ホームページをもとに作成

## (1) 大田区生物多様性地域戦略としての位置づけ

本節は「生物多様性基本法」(平成20年法律第58号)第13条の規定に基づき、大田区内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるものであり、本節の内容をもって「大田区生物多様性地域戦略」(以下「本地域戦略」という。)として位置づけます。

なお、本地域戦略のうち、緑地の保全及び緑化の推進に関する方策については、「大田区緑の基本計画(グリーンプランおおた)」と連携した取組みを進めるものとします。

## (2) 本地域戦略の基本的事項

### ① 目的

本地域戦略は、緑地の保全や緑化の推進、緑のまちづくりに加えて、生物多様性\*の保全・再生に関する取組みを計画的に推進することによって、大田区における自然共生社会を構築することを目的とします。

### ② 対象範囲及び対象期間

本地域戦略の対象範囲は、大田区全域とします。また、対象とする期間は、本計画(後期)との整合を図り、平成29年度から平成33年度までの5年間です。

## (3) 緑を活用したエコロジカルネットワーク\*の形成<sup>6</sup>

都市化が進行した大田区において自然共生社会の実現を目指すためには、自然と人間が適切な関係を保つ中で、大田区における水と緑の量的な確保・拡大やネットワーク化を図るとともに、生き物が生育・生息するための環境改善を図るなど、水辺や緑地における質的向上を図り、それらの適正な配置とその有機的な繋がりによる「エコロジカルネットワーク\*」を形成する必要があります。



<sup>6</sup> 参考資料) 国土交通省「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」(都市緑地法\*運用指針 参考資料)(平成23年10月)、国土交通省「都市緑地法\*運用指針改正等(H23.10.1)の概要」

都市のエコロジカルネットワーク\*を構成する要素は、その規模や形態などに応じた生態的機能による分類から、「中核地区」、「拠点地区」、「回廊地区」、「緩衝地区」の4つに分けられます。大田区内の重要な緑地について、エコロジカルネットワーク\*の各構成要素に位置づけるとともに、生き物の生育・生息空間としての機能を含む緑地の多様な機能が確実に発揮されるよう、緑地の量的拡大・質的向上及びネットワーク化を目指します。

### 中核地区

都市の郊外に存在し、他の地域への生き物の供給等に資する核となる緑地を指します。大田区内では、「六郷橋・大師橋緑地周辺」、「森ヶ崎周辺」、「東京港野鳥公園周辺」、「大井ふ頭中央海浜公園周辺」などに見られる大規模な水辺や緑地が該当するものと考えられます。

中核地区の保全にあたっては、国や東京都、環境活動団体との連携のもとで、区内における重要な生き物の生育地・生息地としての豊かな自然環境を適切に保全します。



## 拠点地区

市街地に存在し、生き物の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地のことです。

大田区内では、「洗足池周辺」、「多摩川台公園周辺」、「鶉の木周辺」、「池上本門寺周辺」、「山王周辺」、「大森ふるさとの浜辺公園周辺」などに見られる、ある程度のまとまりを持った水辺や緑地が該当するものと考えられます。

広がりを持ったエコロジカルネットワーク\*を形成する上で中心的な役割を担う拠点地区の形成においては、現状の自然環境を適切に保全するとともに、水辺や緑地の質の向上を図る維持管理方法を取り入れるなど、生態的ポテンシャル\*をさらに引き出すための取組みを展開します。

また、居住地との近接性を踏まえ、区民等と生き物とのふれあいの場としての機能の向上を図ります。



## 回廊地区

中核地区と拠点地区を結び、生き物の移動空間となる河川や緑道等の緑地があたります。

大田区内では、緑の環境軸である「多摩川台公園から三菱山、池上本門寺、佐伯山、そして山王まで続く、国分寺崖線\*から南北崖線\*にかけて残る崖線樹林地」や、水の環境軸である「多摩川、呑川、内川、臨海部運河沿いの水辺」のほか、「主要道路や散策路沿いの緑地」などが該当するものと考えられます。

中核地区や拠点地区に生息する生き物の移動を可能とする配置にするとともに、回廊を利用する生き物の特性に応じた植生、幅、長さ、連続性等を持った緑地の保全、再生、創出を図ります。

## 緩衝地区

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯を指します。

大田区内では、「市街地に点在する比較的大規模な公園・緑地」などが該当するものと考えられます。

公園・緑地の適正な維持管理を通じて、区民等の憩いの場としての価値向上を図るとともに、ビオトープ\*づくり等を通じた区民等と自然環境とのふれあい活動の推進を図ります。

## ●大田区における生き物の生育・生息空間の状況



## 区内の公園・河川における生物多様性に配慮した取組み

大田区が実施した自然観察路調査の結果、区内の公園・河川には様々な生き物が確認された一方で、より質の高い生育・生息空間とする上での課題も確認されました。

以下の表は、公園・河川、それらの周辺も含めた地域の生物多様性\*の保全・再生を図るための平成24年から27年度にかけての取組みです。

### 【生物多様性\*に配慮した緑地管理など】

場所	取組み内容
多摩川河川敷	生き物が生息できる空間を確保するため草刈の高さを高くする管理を実施しています。
大森ふるさとの 浜辺公園	昆虫類や土壌生物の生息環境を創出するために、各公園の林内に、落葉や枯れ枝等をためる「落葉だめ」を設置しています。
南馬込自然林	草地性の動植物の生育・生息環境を創出することを目的に、従来の草刈の頻度・時期を変えることで様々なタイプの草地を創出しています。

### 【自然環境保全型公園・緑地の整備】

場所	取組み内容
水神公園	公園南半分を整備し開放しました。園路は土系舗装とし、既存の保存樹に加えて中低木や地被類を植えました。また、敷地内の湧水を活用した洗い場を設置し、湧水は道路内の導水管を通じて東調布公園の流れる川を経由し、呑川に注いでいます。
田園調布 せせらぎ公園	公園東側は高低差約20mの崖線に多くの樹木が生育している豊かな樹林地ですが、旧多摩川園ラケットクラブ当時に閉鎖されていた園路を再整備し、樹林地内を自然観察や散策ができるようにしました。また、踏み固められていた斜面地に園路を整備し、自然観察や散策をすることが可能となりました。

### 【特定外来生物の防除】

場所	取組み内容
田園調布せせらぎ公園 洗足池公園 小池公園 多摩川台公園植物園 宝来公園 丸子川 六郷用水 洗足流れ	自然観察路調査等を基に外来生物を捨てたり逃がしたりしないように注意喚起の啓発用ポスターを作成し、公園内等に設置しました。

## (4) 取組みの方向性

大田区は、多摩川と東京湾に面し、干潟などを中心に貴重な自然が残されています。自然観察路を中心とした調査を実施して、区内にある生物多様性\*の保全上の重要箇所の抽出などを行い、これら貴重な自然環境の保全に取り組みます。

開発の進んだ都市部である大田区の環境特性を踏まえた生物多様性\*保全の取組みを行います。

自然との共生を図るため、水と緑のネットワークの構築など、自然共生型まちづくりの実現を目指します。

### D-1 生物多様性の社会への浸透

生物多様性\*は生活や経済の基盤を成す重要な存在であるにもかかわらず、用語の意味やそれが危機的状況にあることの認知度は依然として低い状況であり、生物多様性\*を広く社会に浸透する必要があります。

そのため、区民等とともに実施する自然環境調査において、多様な生き物やそれらが生息できる環境づくりについて啓発を図るなど、生物多様性\*に関する理解促進を図ります。

### D-2 人と自然の関係の再構築

自然と離れた都市型の暮らしが定着し、人と自然との関係が希薄になりつつあることから、自然と共生する暮らしへの理解を深め、お互いの関係の再構築を図る必要があります。

そのため、地域が主体的に行う緑づくりへの支援や、公共空間の緑を地域力で支えるための仕組みづくりなどを行うなど、身近な自然環境の育成・管理活動への参加促進を図ります。また、野生生物の保護・管理を進めます。

### D-3 水と緑のネットワークの構築

都市化が進行した大田区においては、水と緑に囲まれたまちづくりが自然共生社会の構築に向けた中心的な取組みとなります。

区では、「大田区緑の基本計画（グリーンプランおおた）」に基づき、臨海部や空港跡地、内陸部の中心拠点等における緑の骨格づくりのほか、水辺環境の保全・再生や身近な緑の確保等を図り、大田区における水と緑のネットワークの構築を目指します。



## D-4 生物多様性の保全・再生

大田区において生物多様性\*の確保を図るためには、都市における緑地の量を確保することに加えて、生き物が生育・生息できる環境を改善するなど、緑地の質の向上を図るとともに、緑地の適正な配置とその有機的なネットワーク（エコロジカルネットワーク\*）を図る必要があります。

区では、必要に応じて国や東京都との連携を取りながら、生物多様性\*に配慮した緑地管理の試行などによるビオトープ\*づくりを展開するとともに、区管理の公園の一部を開放するなどして、区民等が主体的に取り組むビオトープ\*づくりの活動支援を行います。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、生物多様性\*に関連した環境整備や環境学習等の取組みを進めます。

### 東京都立「東京港野鳥公園」～区内臨海部の野鳥観察場所～

大田市場に隣接する、広さ 24.9ha の「東京港野鳥公園」（大田区東海三丁目 1 番）は、東京湾の埋立地によりみがえった自然を活かして作られた野鳥公園で、平成元年 10 月に開園しました。

海とつながった潮入りの池やヨシ原、淡水池、小川、森林など多様な環境で構成されています。毎年、シギ・チドリ類、カモ類といった水鳥や小鳥類、オオタカなどが公園を訪れ、年間 120 種類前後、開園以来 226 種類（平成 25 年 6 月現在）の野鳥が観察されています。

平成 12 年 6 月 17 日には、「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」の参加湿地となり、シギ・チドリ類の重要な生息地であることが国際的に認められました。

野鳥観察のほか、水辺の生物、カニをはじめとする干潟や磯場の生物の観察にも適した場所となっています。



資料）東京都立東京港野鳥公園ホームページをもとに作成

写真）大田区「自然観察路「海と埋立地のみち」等の生物・植物についての区民協働調査および『ブルートライアングルプロジェクト』アゲハチョウ調査実施報告書」（平成 27 年 3 月）、大田区ホームページ

## 大田区の実施計画一覧

取組みの方向性	個別施策	
D-1 生物多様性*の社会への浸透	(1) 生物多様性*の理解促進	① 生物多様性*の普及啓発
		② 区民体験型の自然環境調査の実施
D-2 人と自然の関係の再構築	(1) 地域による緑づくりへの支援	① 地域のみんなのみどりづくり
	(2) 緑を支える仕組みづくり	① みんなの緑づくり
		② 緑のまちづくりのための基本的な仕組みづくり
(3) 野生生物の保護・管理	① 絶滅のおそれのある野生生物の調査	
	② 特定外来生物*の防除	
D-3 水と緑のネットワークの構築	(1) 緑の環境軸の形成	① 臨海部における緑の拠点形成
		② 緑の骨格づくり
	(2) 水の環境軸の形成	① 水辺環境のネットワークづくり
		(3) 身近な緑の確保
	② 公園・緑地の整備	
	③ 道路空間の緑化推進	
(4) 歴史と文化のまちなみづくり	④ 公共施設の緑化推進	
	① 歴史と文化と自然の散歩道づくり	
D-4 生物多様性*の保全・再生	(1) エコロジカルネットワーク*の形成	① 生き物の生育・生息空間づくり
		② 区民等が行うビオトープ*づくりの活動支援
		③ ブルートライアングルプロジェクトとの連携

## 進捗管理指標

※基準が平成 27 年度となっているものは、28 年度の中間見直し後に追加したものです。

進捗管理指標	基準 (平成 22 年度)	実績 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
①コアジサシを知っている区民の割合	34.1% (平成 22 年度)	31.7%	50.0%
②アオスジアゲハを見たことのある区民の割合	—	—	50.0%
③自然環境調査に参加する区民の数 [／年]	194 人 (平成 22 年度)	276 人	300 人
④自然観察会の参加者数 (応募者数) [／年]	55 人 (155 人) (平成 27 年度)	55 人 (155 人)	100 人 (200 人)
⑤「緑の多さに満足している」と答えた区民の割合	54.40% (平成 20 年度)	58.7%	65% (平成 32 年度)
⑥緑被率*	20.47% (平成 21 年度)	平成 30 年度 調査予定	20.90% (平成 32 年度)
⑦空港臨海部埋立地での新たな公園・緑地の整備量 [累計]	0 ha (平成 21 年度)	0.96 ha	5 ha (平成 32 年度)
⑧直径 40cm 以上の樹木の本数 (公園・緑地、街路樹を除く)	10,224 本 (平成 21 年度)	平成 30 年度 調査予定	12,500 本 (平成 32 年度)
⑨暮らしを支える身近な公園の充足率	97% (平成 20 年度)	平成 30 年度 調査予定	98% (平成 32 年度)
⑩洗足池に集う野鳥の種類	21 種 <sup>※1</sup> (平成 22 年度)	—	38 種 (平成 30 年度)
⑪生物多様性*に配慮した管理方法を取り入れる公園の数 [累計]	0 箇所 (平成 22 年度)	5 箇所	10 箇所
⑫ビオトープ*づくり等に取り組む区民活動団体数 [累計]	6 団体 (平成 22 年度)	9 団体	10 団体
⑬公共施設緑化実績 (学校緑化実績含む) [累計]	18,187 m <sup>2</sup> (平成 27 年度)	18,187 m <sup>2</sup>	19,400 m <sup>2</sup>

※1 専門調査機関による調査

## (5) 大田区の実践

### D-1 生物多様性の社会への浸透

#### (1) 生物多様性の理解促進

##### ①生物多様性\*の普及啓発

【環境清掃部】

自然観察路調査等を基に、多種多様な生物が生息できる環境づくりの啓発を進めます。

##### ②区民体験型の自然環境調査の実施

【環境清掃部】

今ある貴重な自然を守り、育てていくために、区内の自然環境や動植物などの実態や変化を区民等と共に常に把握し、多様な生き物が息づく緑のまちづくりに活かしていきます。

### 生物多様性とは

「生物多様性条約」では、生物多様性\*をすべての生き物の変異性と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

生態系の多様性	地球上、あるいは特定の地域に様々なタイプの自然があることです。例えば、干潟、サンゴ礁、自然林や里山林、人工林などの森林、湿原、大小の河川などがそれぞれの地域の特徴をもって存在していることが挙げられます。
種の多様性	地球上、あるいは特定の地域に様々な種類の生き物が生育・生息している状況のことです。日本は、南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあって、様々な種類の生き物が生育・生息しています。
遺伝子の多様性	同じ生物種内のグループにも、遺伝子による違いがあることです。例えば、ゲンジボタルの発光周期が中部山岳地帯の西側と東側で異なる、アサリの貝殻の模様が千差万別である、などの例があります。

資料) 環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き」より引用

## D-2 人と自然の関係の再構築

### (1) 地域による緑づくりへの支援

#### ①地域のみんなのみどりづくり

18地区のまちの個性を、地域住民の連帯と協働の象徴として「まちの緑」で表現するほか、助成制度を活用した緑の支援を拡充します。

【環境清掃部】  
【まちづくり推進部】  
【地域力推進部】

### (2) 緑を支える仕組みづくり

#### ①みんなの緑づくり

公園や道路、河川、公共施設など公共空間にある「みんなの緑」を、地域や各種団体、企業などの地域力に支えられながら、区民と共に、守り、育て、活かす取組みをさらに拡げていきます。

【都市基盤整備部】

#### ②緑のまちづくりのための基本的な仕組みづくり

地域力に支えられた緑のまちづくりを着実に進め、緑を守り、つくり、育て、そして親しみ、後世に引き継いでいくために、緑のまちづくりを支える基本的な仕組みをつくりまします。

【まちづくり推進部】  
【環境清掃部】

### (3) 野生生物の保護・管理

#### ①絶滅のおそれのある野生生物の調査

自然観察路調査や生物生息調査を行い、区内の絶滅危惧種の把握に努め、保護を呼びかけます。

【環境清掃部】

#### ②特定外来生物\*の防除

国や東京都との連携により特定外来生物\*の防除・駆除を進め、在来固有種の保護に努めます。

【環境清掃部】  
【都市基盤整備部】

## 外来生物について

### 外来生物法の概要

- 正式名称は、「特定外来生物\*による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）で、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物多様性\*の確保、人の生命、身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的としています。
- もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物\*として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されます。

### 外来生物被害予防 3 原則

～侵略的な外来生物による被害を予防するために

- 1 入れない ～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
- 2 捨てない ～飼っている外来生物を野外に捨てない
- 3 拡げない ～野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

### 大田区内で見られる主な外来生物



アメリカザリガニ  
(田園調布せせらぎ公園で撮影)



ミシシippアカミミガメ  
(宝来公園で撮影)



ウシガエル  
(多摩川河川敷で撮影)

写真：大田区「大田区自然観察路「雑木林のみち」等の生物・植物調査」（平成 23 年 3 月）



アレチウリ  
(多摩川河川敷で撮影)



オオブタクサ



多摩川河川敷での  
駆除活動

区内の多摩川河川敷などで地域の生物多様性\*を守る活動を行っている団体が、アレチウリやオオブタクサの駆除活動を毎年継続して行っています。

## D-3 水と緑のネットワークの構築

### (1) 緑の環境軸の形成

#### ①臨海部における緑の拠点形成

【都市基盤整備部】  
【空港まちづくり本部】

羽田空港跡地第1ゾーンにおいて、市街地に隣接した親水及び緑地空間を創出して、環境との共生をめざし、潤いとやすらぎのスペースを整備します。

臨海部埋立地域の海上公園や緑道などのみどり資源を、より区民に身近なものとして活用し、新たな海辺の魅力創出に取り組むなど、臨海部運河沿いのみどりづくりを進めます。

#### ②緑の骨格づくり

【都市基盤整備部】

呑川の側道に街路樹を植樹します。また、路面温度上昇を抑制するため、遮熱性舗装\*などで散策路を整備します。

このほか、沿川の歴史と環境を活かした観光スポットとしての観点からサイン計画を策定し、散策路にサインを設置していきます。

### (2) 水の環境軸の形成

#### ①水辺環境のネットワークづくり

【都市基盤整備部】

河川や池沼、臨海部の海辺などに残された貴重で多様な水辺環境を保全するとともに、新たな緑づくりの中で水辺環境の保全・再生に取り組めます。また、公園・緑地や既存の樹林地、河川、池沼、海浜などの水辺環境のネットワーク化を進めます。

### (3) 身近な緑の確保

#### ①貴重な緑の保全

【まちづくり推進部】  
【都市基盤整備部】  
【環境清掃部】

大規模公園・緑地や河川、海浜などの自然地や桜の名所などを保全・再生し、後世に引き継いでいきます。また、民有地内の樹林・樹木や区内にわずかに残されている貴重な農地の保全を進めます。

## ②公園・緑地の整備

【都市基盤整備部】

緑の骨格拠点や地域の活動拠点となる公園・緑地の整備を進めます。

以下の4つの方針に基づき、公園の整備を進めます。

【地域に根ざした公園・緑地の整備】

【拠点公園・緑地の整備】

【自然環境保全型公園・緑地の整備】

【大規模公園・緑地の魅力アップ】

## ③道路空間の緑化推進

【都市基盤整備部】

水と緑のネットワークの充実を図るため、洗足流れ・馬込桜並木・内川に至る道路を散策路として整備するとともに、サイン整備を進めていきます。また、馬込桜並木の桜再生（枯損木植替え）を進めます。

## ④公共施設の緑化推進

【企画経営部】

【教育総務部】

「大田区公共施設整備計画」第2部第1章の「公共建築物整備のあり方」にあるように、環境負荷低減の取組みとして、道路に接する部分に緑を確保する「接道緑化」をはじめ、地上部の緑化に加えて屋上や壁面、ベランダ等を緑化する「屋上等緑化」を推進します。

また、地球にやさしいまちづくりとともに、子どもたちの環境教育の充実を図るために、学校施設を活用した緑化を推進します。

# (4) 歴史と文化のまちなみづくり

---

## ①歴史と文化と自然の散歩道づくり

【都市基盤整備部】

区内に残されている歴史的、文化的に貴重な資源を活かしたみどりのまちづくりを進めていくために、区内の景観みどり資源を最大限に活かすとともに、広く区民等や来訪者に親しんでもらえるような、地域の歴史・文化性や自然の魅力を探訪できる散歩道づくりに取り組めます。



## D-4 生物多様性の保全・再生

### (1) エコロジカルネットワークの形成

#### ①生き物の生育・生息空間づくり

【都市基盤整備部】

生き物が生育・生息できる空間を確保するため、10か所の緑の拠点、緑の環境軸及び水の環境軸の一部や区管理の公園において、必要に応じて国や東京都との連携を図りながら、生物多様性\*に配慮した緑地管理を実施します。

#### ②区民等が行うビオトープ\*づくりの活動支援

【環境清掃部】  
【都市基盤整備部】

区が管理する公園や施設等の一部を開放するなどして、区民等や区民活動団体が主体的に取り組むビオトープ\*づくりや生き物の保全活動を支援します。

#### ③ブルートライアングルプロジェクトとの連携

【都市基盤整備部】  
【環境清掃部】  
【教育総務部】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアオスジアゲハをシンボルとした「おもてなしのまちづくり」として、バタフライガーデンやバタフライコーナーなどの環境整備や環境学習等の取組みを進めます。

### ブルートライアングルプロジェクト

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、「おもてなしのまちづくり」として『美しい“アゲハチョウ”の舞うまち』を目指すプロジェクトです。

“ブルートライアングル”とは、アオスジアゲハの豪州名であり、幼虫が区の木「クスノキ」の葉を食べることから、プロジェクトのシンボルとしました。アゲハチョウの仲間の中では、特に素早く飛びまわる蝶です。

アオスジアゲハをはじめとしたアゲハチョウは、臨海部で多く生息していることが確認されました。ただ、公園や街路樹に幼虫の食草となるクスノキは多いですが、成虫が吸蜜する蜜源植物が不足しており、環境整備が課題となっています。今いる蝶を見える化するため、生物多様性\*に配慮し、バタフライガーデン・バタフライコーナーの整備を進めていきます。さらには、緑の環境軸の形成にも配慮し、点から線へ、線から面へ、みどりの量と質の向上を図り、エコロジカルネットワーク\*を形成し、環境共生都市を目指していきます。



## (1) 取組みの方向性

国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」に示される考え方に則り、発生抑制（Reduce：リデュース）と再使用（Reuse：リユース）の2 R\*の取組みを優先して進め、それでも発生する不用物は再生利用（Recycle：リサイクル）に取り組みます。

発生抑制、再使用、再生利用の3 R\*を推進したうえで、なお排出されるごみは環境に負荷を与えないように適正に処理します。

### E-1 ごみを出さない生活への転換

環境負荷の低い循環型社会\*の構築のためには、発生抑制（Reduce：リデュース）と再使用（Reuse：リユース）の2 R\*の取組みを優先して進め、事業者も含め、区民一人ひとりがごみを排出しないような生活様式へと転換を図る必要があります。

生ごみの減量や無駄のない買い物の仕方など、発生抑制に関する普及啓発の強化や、子どもや地域を対象とした環境学習等の取組み拡大による区民の意識を醸成します。

### E-2 資源循環のまちづくり

2 R\*を行ってもなお排出される不用物については、資源としてきちんと分別し、ふたたび原材料として有効利用する再生利用（Recycle：リサイクル）へと繋げる必要があります。

ごみ減量・リサイクル活動への支援や各種指導を推進し、限りある資源を有効に利用することができる社会の実現を目指します。また、資源を効率的に回収する方法の構築や再資源化の仕組みづくりを進めます。

### E-3 安定的・効率的な清掃事業の構築

区民等や事業者が分別排出した可燃ごみや不燃ごみ、資源などは确实かつ効率的に処理、あるいは再資源化されなければなりません。

区では、ごみの排出量予測や、効率的・効果的な収集方法など、社会状況の変化を踏まえた体制づくりを行っていきます。また、清掃事務所や清掃施設などの整備を計画的に実施していきます。

## E-4 事業者処理責任の徹底

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年第 137 号）の第 3 条には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。また、事業活動に伴って発生する廃棄物の再生利用に努めること、その製品、容器等が廃棄物となった場合に処理が困難とならないようにすることも定められています。

区では、ごみの排出事業者に対する各種指導や、事業用大規模建築物の所有者に対するごみの減量指導を強化することで、事業系ごみにおける事業者の自己処理責任を明確化するとともに適正排出を徹底します。また、一般廃棄物処理業者に対する適正処理の指導を強化していきます。

### 優良事業者の表彰制度

東京 23 区の一般廃棄物のごみ量の約 5 割を事業系ごみが占めており、ごみ減量のためには事業者の理解と協力が不可欠となっています。

区では、事業系ごみの減量及び資源化の一層の推進を図ることを目的として自主的かつ積極的に取組み、顕著な成果を挙げている優良事業者の表彰制度を創設しました。

表彰については、区ホームページ及び事業者向け冊子に掲載し、事業者の更なる取組みの促進を図っていきます。


- ◆開始年度 平成 28 年度
- ◆表 彰 名 大田区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理事業者等表彰
- ◆対 象 区内の延べ床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物の所有者等
- ◆平成28年度表彰者 5 件の建築物の所有者等を表彰しました。



表彰式の様子  
（平成 28 年 11 月 9 日  
於：廃棄物管理責任者講習会）

 大田区の実践一覧

取組みの方向性	個別施策	
E-1 ごみを出さない生活への転換	(1) 発生抑制、再使用の生活様式の促進	① 生ごみの減量やごみを出さない生活様式への転換 ② 商店街やスーパーと連携したごみの発生抑制につながる生活様式の促進
E-2 資源循環のまちづくり	(1) 環境負荷の低減	① 温室効果ガス*削減方策の検討
	(2) 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの資源化促進	① 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの資源化促進 ② 金属、レアメタル*回収の検討
E-3 安定的・効率的な清掃事業の構築	(1) ごみの適正な分別の徹底	① 排出ルールの周知 ② 資源持ち去り対策の徹底
	(2) 区民等が参加しやすいリサイクルの仕組みの構築	① 資源回収の充実
	(3) 大田区清掃・リサイクル協議会との連携	① ごみの減量と資源の有効活用
	(4) 安定的・効率的な清掃事業の構築	① 安定的・効率的な清掃事業の構築 ② ボランティアごみ*の収集支援の促進 ③ 高齢者等への戸別収集サービス
E-4 事業者処理責任の徹底	(1) 事業系廃棄物の自己処理責任の徹底及び事業者に対する適正排出の徹底	① 事業用建築物の所有者に対する廃棄物の減量及び適正分別排出の指導強化 ② 廃棄物等保管場所設置の指導の強化 ③ 廃棄物の排出量基準の変更の検討

 進捗管理指標

進捗管理指標	基準	実績 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
① 区民 1 人 1 日あたりのごみと資源の総量 <sup>※1</sup>	658 g (平成 27 年度)	658 g	651 g
② 区民 1 人 1 日あたりの区収集ごみ量 <sup>※2</sup>	518 g (平成 27 年度)	518 g	494 g

※1 区が収集した家庭ごみと区が回収した資源の総量を区民 1 人 1 日あたりの量に換算したもの  
(事業者が自主回収した資源は除く。)

※2 区が収集した家庭ごみの総量を区民 1 人 1 日あたりの量に換算したもの

## (2) 大田区の実践

### E-1 ごみを出さない生活への転換

#### (1) 発生抑制、再使用の生活様式の促進

##### ① 生ごみの減量やごみを出さない生活様式への転換

【環境清掃部】

循環型社会\*の構築のため、3R\*（リデュース・リユース・リサイクル）推進、食品ロスを少なくするためのPRにより、さらに区民一人ひとりが生ごみの減量やごみを出さない生活様式への転換が図れるよう啓発を進めます。

##### ② 商店街やスーパーと連携したごみの発生抑制につながる生活様式の促進

【環境清掃部】

使用済みのペットボトルは、集積所（行政回収）のほか、スーパーやコンビニ等の店頭（自主回収）にて回収の推進に努めています。

また、3R\*（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、ごみを出さない生活様式への転換を促すため、区民には、買い物には買い物袋を持参してもらいレジ袋や余分な包装を断るよう普及・啓発を図ります。

## 食品ロス

### 「食品ロス」ってどんなもの？

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

日本では、生産・輸入される食品のうち、約5分の1が廃棄されています。廃棄された食品の約30～45%がまだ食べられるものであり、約半分が家庭から出ています。1人あたりの食品ロス量を試算すると1年間で約15kg、これはご飯1食を250gとすると、60食分に相当します。

### 「食品ロス」を減らすには？



食べ残しを出さない工夫をする

- ☆ 最後まで食べ切る
- ☆ 飲食店・イベント・お祭りなどで外食する時には、食べ切れる量を注文する

賞味期限と消費期限を正しく理解する



エコクッキングなどで料理の創意工夫をする



- ☆ 皮を厚くむいたり、脂っこい部分などを過剰に取り除いたりしない
- ☆ 野菜の皮や茎のような捨ててしまいがちな部分を使い切るよう心掛ける

賞味期限と消費期限、どちらの期限表示も開封前の期限が表示されています。

一度開封した食品は、表示されている期限にかかわらず、早めに食べ切るようにしましょう。

賞味期限	消費期限
おいしく食べることができる期限 この期限を過ぎても、すぐ食べられなくなるということではない	過ぎたら食べない方がよい期限
3ヵ月を超えるものは年月で表示し、 3ヵ月以内のものは年月日で表示	年月日で表示
スナック菓子、カップめん、 缶詰など 	弁当、サンドイッチ、 生めんなど 

## E-2 資源循環のまちづくり

### (1) 環境負荷の低減

#### ① 温室効果ガス\*削減方策の検討

【環境清掃部】

ごみの収集運搬と焼却処理における温室効果ガス\*排出量の削減に向けた検討を続けてまいります。

### (2) 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの資源化促進

#### ① 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの資源化促進

【環境清掃部】

資源の回収方法及び再資源化の手法を見直すことにより、一般廃棄物に含まれる金属類以外の資源の有効利用と環境負荷の低減を図ります。

#### ② 金属、レアメタル\*回収の検討

【環境清掃部】

小型家電リサイクル\*事業※により、一般廃棄物に含まれるレアメタル\*や鉄分等の金属類を回収し、資源の循環とごみの減量を図ります。

※小型家電リサイクル事業

小型家電リサイクル\*事業には、42か所の区施設等に回収ボックスを設置する拠点回収、イベント等の機会を利用するイベント回収、粗大ごみ等から選り分けるピックアップ回収があります。

## 小型家電リサイクル

大田区では、平成 25 年 10 月より区内施設に小型家電回収ボックスを設置しています。不燃ごみの中には、鉄類等の金属を抽出することにより再資源化可能なものがあります。特に小型家電は都市鉱山とも呼ばれ、金・銀等のレアメタル\*が多く含まれます。区では、小型家電回収ボックスに投入された下記小型家電から、資源となる金属類を抽出しリサイクルすることにより、不燃ごみの減量に取り組んでいます。設置ボックス数は平成 28 年度 12 月時点で 42 ヶ所と都内最多であり、毎月 180 kg ほどの回収量があります。また、環境に関するイベント（環境フェア、OTAふれあいフェスタ、エコフェスタワンダーランド）時に回収ボックスを設置し、小型家電リサイクル\*の推進を図っています。

### 【小型家電回収ボックスの回収品目】

携帯電話 	携帯音楽プレーヤー 	携帯ゲーム機器 	デジタルカメラ 	ポータブルビデオカメラ 
ポータブルカーナビ 	電子辞書 	卓上計算機 	ACアダプター 	USBメモリ 

### 【小型家電回収ボックス設置施設】平成 28 年 12 月現在

大田区役所本庁（1 階・8 階）	大田図書館	多摩川図書館
各特別出張所（全 18 ヶ所）	大森南図書館	蒲田図書館
大森清掃事務所	大森東図書館	消費者生活センター
調布清掃事務所	大森西図書館	南馬込文化センター
蒲田清掃事務所	久が原図書館	池上会館
大森駅入新井自転車駐車場	洗足池図書館	雪谷文化センター
蒲田駅東口自転車駐車場	羽田図書館	大田区民プラザ
蒲田駅西口自転車駐車場	六郷図書館	大田区産業プラザ

### 【小型家電回収ボックス回収実績】

	平成 25 年度 （下半期）	平成 26 年度	平成 27 年度
携帯電話等 10 品目	657.3 kg	1197.89 kg	1407 kg
その他家電・鉄類等金属	234 kg	505.28 kg	371 kg



## E-3 安定的・効率的な清掃事業の構築

### (1) ごみの適正な分別の徹底

#### ①排出ルールの周知

【環境清掃部】

「資源とごみの正しい分け方・出し方」パンフレットを作成し、転入者等区民へ配布するほか、環境学習やごみ減量啓発事業において、ごみの分別徹底と資源化を推進する資料として活用します。また、外国人にもごみや資源の分別排出ルールを浸透させるため、多言語でのパンフレット等を作成し配布します。

ごみ集積所に誤った出し方をした場合には、警告シール等により、適正な排出を周知しています。

#### ②資源持ち去り対策の徹底

【環境清掃部】

区民等が安心できる資源循環を図ることを目的として、区民等が分別した資源を行政が確実に回収するために、定期的な早朝パトロールを実施し、資源の持ち去り行為を防止します。

### (2) 区民等が参加しやすいリサイクルの仕組みの構築

#### ①資源回収の充実

【環境清掃部】

ペットボトルや食品トレイなどに加え平成27年10月から開始した、発泡スチロールの集積所回収の周知を更に進めるとともに、大田区分別収集計画に基づいた資源回収の充実を図ります。

### (3) 大田区清掃・リサイクル協議会との連携

#### ①ごみの減量と資源の有効活用

【環境清掃部】

大田区清掃・リサイクル協議会に対して積極的に情報提供を行い、ごみの減量・リサイクル推進のための協議を行い、ごみ減量・リサイクルを進めていきます。

## (4) 安定的・効率的な清掃事業の構築

### ①安定的・効率的な清掃事業の構築

【環境清掃部】

安全で効率的に事業を行うため、計画的に清掃事務所などの整備を行います。整備にあたっては、地球に優しい施設づくりを積極的かつ計画的に進めます。

### ②ボランティアごみ\*の収集支援の促進

【環境清掃部】

公共の場所の清潔保持及び向上を目的とするボランティア活動等により一時的に排出されるごみに対し、ごみの処分手数料の減免制度を設け、活動の支援を継続して実施します。

### ③高齢者等への戸別収集サービス

【環境清掃部】

ごみを自ら集積所まで出すことが困難な高齢者等の世帯に対して、ごみを戸別に訪問収集することで、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援します。

## E-4 事業者処理責任の徹底

### (1) 事業系廃棄物の自己処理責任の徹底及び事業者に対する適正排出の徹底

#### ①事業用建築物の所有者に対する廃棄物の減量及び適正分別排出の指導強化

【環境清掃部】

延べ床面積 3,000m<sup>2</sup>以上の事業用建築物の所有者に対して発生抑制や排出抑制などごみ減量を促すと同時に、適正分別排出を指導します。

#### ②廃棄物等保管場所設置の指導の強化

【環境清掃部】

延べ床面積 3,000m<sup>2</sup>以上の事業用建築物や集合住宅の建設に際しては、条例に基づく廃棄物等保管場所の設置が履行されるよう、建設者への指導を強化します。

#### ③廃棄物の排出量基準の変更の検討

【環境清掃部】

区は、1 排出日 50 kg以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、民間廃棄物業者による処理をするよう指導しています。事業系廃棄物の自己処理責任の徹底と、区が収集運搬する廃棄物を減量するため、この廃棄物の排出量基準の見直しを検討します。

## (1) 取組みの方向性

本計画の推進の原動力となる「環境マインド（環境保全の姿勢や使命感）」を拡大するため、環境推進活動のリーダーの育成・活動支援や環境活動に対する表彰制度の創設、地域及び学校等における多様な環境学習・環境教育等を推進します。

また、地域活動団体による環境活動の支援や、環境に関わる情報の集約・発信等に取り組めます。

### F-1 環境マインドを持つ人材の育成

本計画で掲げる理念の実現には息の長い取組みが必要であり、中長期的な環境保全の取組みの原動力となる環境マインドを持った人材の育成を継続的に実施することが求められます。

区では、地域の環境教育における中心的な役割を担う環境推進リーダーを育成するほか、環境活動を推進・継続するためのインセンティブの仕組みとして環境にかかわる表彰制度等の充実を図ります。また、区民等に対する多様な環境学習や学校での環境教育を推進します。

### F-2 多様な主体が参加できるネットワークづくり

区民等や中小事業者、地域活動団体、さらには地域貢献を考える大企業などが環境保全に関する地域活動に気軽に参加できるようにするため、個々の活動同士のネットワークを強化する必要があります。

そこで、区では環境関連の活動に取り組む地域活動団体に対する支援のほか、区民活動情報サイトの活用を通じて団体間ネットワークの強化を図ります。

### F-3 学習・情報発信・活動のための基盤づくり

区民等や地域活動団体等による環境保全活動を大田区の地に深く根付かせるためには、人・情報・活動の交流拠点となる場の存在が必要です。また、大田区の環境情報を集約して、広く情報提供することが必要です。

そのため、区民等による学習・情報発信・活動を支えるための拠点の形成を図るほか、区民等が保有する情報を含む環境情報を収集・集約し、広く情報提供します。

## 大田区の取組み一覧

取組みの方向性	個別施策	
F-1 環境マインドを持つ 人材の育成	(1) 環境推進リーダーの育成・活動支援	①環境推進リーダー育成・活動支援
		②職員研修の実施
		③環境にかかわる表彰制度等の創設
	(2) 環境学習・環境教育の推進	①環境学習の推進
		②環境保全意識の啓発
		③自然観察会の実施
④自然体験学習の推進		
F-2 多様な主体が参加できる ネットワークづくり	(1) 地域活動団体の支援	①地域活動団体への支援
F-3 学習・情報発信・活動 のための基盤づくり	(1) 環境活動拠点の整備	①（仮称）おおたエコプラザの開設
	(2) 環境情報の収集・提供	①区民等が保有する環境情報の収集 ②環境白書等による環境情報の提供

## 進捗管理指標

※基準が平成27年度となっているものは、28年度の間見直し後に追加したものです。

進捗管理指標	基準	実績 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
①環境マイスター養成講座修了者数 [／年・( )内は累計]	17人 (平成27年度)	17人	20人 (110人)
②環境学習・講座の開催数、参加者数 [／年]	6回 385人 (平成27年度)	6回 385人	10回 500人
③エコフェスタワンダーランドの 開催校以外の参加者率 (アンケート調査による)	—	—	50%
④ふれあいパーク活動団体数	126団体 (平成22年度)	135団体	170団体 (平成32年度)
⑤区民活動情報サイト（オーちゃん ネット）の暮らし・環境関連登録 団体数	100団体 (平成22年度)	164団体	200団体
⑥（仮称）おおたエコプラザの整備	未整備 (平成22年度)	未整備	整備

## (2) 大田区の実践

### F-1 環境マインドを持つ人材の育成

#### (1) 環境推進リーダーの育成・活動支援

##### ①環境推進リーダー育成・活動支援

【環境清掃部】

地域の環境教育を担い、より良い環境づくりに向け、地域のリーダーとしての活躍が期待される環境推進リーダーを育成するため、大学や区内の環境NPO\*等と連携した講座を開催します。また、講座修了者が主体的に実施する環境学習プログラムの企画・運営を支援します。

##### ②職員研修の実施

【総務部】

【環境清掃部】

環境を題材とした職員研修を実施し、環境意識の向上に努めます。

##### ③環境にかかわる表彰制度等の創設

【環境清掃部】

【教育総務部】

区民、学校、団体、事業所等を対象とした環境にかかわる表彰やコンテスト等を創設し、インセンティブの向上に努めます。

### 区内に2つの水辺の楽校

水辺の楽校とは、教育関係者、河川管理者、区民団体などが連携して、子どもの河川の利用を促進し、地域における子ども達の体験活動の充実を図ろうというものです。大田区内には「うのき水辺の楽校」と「羽田水辺の楽校」があり、多摩川の水辺や干潟を活用して様々な活動を実施しています。



うのき水辺の楽校 活動風景



羽田水辺の楽校 活動風景

## 環境マイスター養成講座

環境を守り、次の世代に引き継いでいくためには、多くの区民や地域活動団体の参画が必要です。地域の環境学習における中心的な役割を担うとともに環境保全における地域のリーダーとなる人材の育成を目的として、大田区環境マイスター養成講座を開催しています。講座修了者による環境マイスターの会が発足し、活動を開始しています。

平成 28 年度の講座内容を紹介します。

	講義内容等（○印は野外活動・施設見学）
第 1 回	マイスターの役割と気づきの学習等
第 2 回	省エネ・エコライフについて ○田園調布せせらぎ公園見学
第 3 回	○大田清掃工場 見学
第 4 回	地球温暖化防止についての講演会
第 5 回	○森ヶ崎水再生センター及びコアジサシ営巣地 見学
第 6 回	グループ自主研究テーマと班編成について
第 7 回	○東京スーパーエコタウン 見学
第 8 回	○本門寺公園周辺の自然観察
第 9 回	呑川の水質について 簡易水質測定器による水質調査
第 10 回	○羽田水辺の楽校の取組み 社会教育と学校教育の連携と地域
第 11 回	PM2.5 についての基礎知識 公園のみどりについて
第 12 回	修了後におけるグループの設立と活動について 環境に対する住民の関わりとコミュニケーション
第 13 回	グループ自主研究発表会 環境マイスターの活動について



## (2) 環境学習・環境教育の推進

### ①環境学習の推進

【環境清掃部】  
【教育総務部】

幼児から大人までの幅広い世代を対象にして、地球温暖化対策\*、自然や緑の分野をはじめ、保育園でのごみ減量の学習など循環型社会\*等について、環境学習を企業のCSR\*なども活用して進めます。

### ②環境保全意識の啓発

【環境清掃部】

幼児から大人までの幅広い世代を対象にして、地球温暖化対策\*、自然や緑の分野をはじめ、循環型社会\*等について、パネル展示やイベント開催等を通じて、環境保全意識の啓発を行います。

### ③自然観察会の実施

【環境清掃部】

NPO\*との連携も含め、区内の自然環境の理解・保護のための自然観察会を実施します。

### ④自然体験学習の推進

【教育総務部】

伊豆高原（小5）、とうぶ（小6）、野辺山（中1）の移動教室での活動事例をまとめた「自然体験プログラム」を基に、学習ガイドを作成し、自然体験活動の一層の充実を図ります。

### ⑤学校教育における環境教育の推進

【教育総務部】

各学校の実態等に応じて環境保全への取組みを進めます。また、各教科等の指導において環境教育を進めます。

### ⑥地域活動の担い手の育成

【地域力推進部】

おおた地域力発見倶楽部の発行やNPO\*・区民活動フォーラムの開催を通じて、地域活動等の紹介を行い、区民へ活動に向けた意識啓発を行います。

## 動物飼育をととした環境教育の推進

赤松小学校は、東京都の指定を受け、平成 28・29 年度「小学校動物飼育推進校」として、第 1 学年及び第 2 学年の生活科において、児童による継続的な動物飼育を年間指導計画に位置付け、獣医師等との効果的な連携のあり方について検討しています。

平成 28 年度は、年間 30 時間程度、東京都から学校担当獣医師として大田区の獣医師が派遣され、①衛生管理指導、②体験活動、③研修会、④動物由来感染症発生時対応、⑤埋葬の 5 つの観点で検討しています。

平成 28 年 10 月には、第 2 学年 2 学級 48 名の児童が、生活科「いきものだいすき」の単元で、獣医師といっしょに体験活動の学習をしました。



ウサギとモルモットの心臓の音を聴き比べました。



児童の心臓の音も聴き、実感を通して、小動物を優しく扱うことの大切さを学びました。



大切なモルモットのために、協力してお世話をすることができました。



獣医師が飼っているカメレオンを持参してくださいました。

児童は、心臓の音を比べて聴くことで、小さい動物ほど心臓の音が速かったり、動物によって音の強弱が異なったりすることに気付きました。「心臓が速く動いている動物は、弱い動物だから優しくかわいがってあげるんだよ。」という獣医師の言葉が印象的でした。

また、獣医師は、カメレオン等の様々な動物が住みやすい環境を守るために、みんなで知恵を出し合って考えていって欲しいと授業のまとめでお話しされました。

このように、動物飼育という低学年の児童にとっても身近な教育活動をとおして、実感を伴った環境保全に関わる理解を図っています。



## F-2 多様な主体が参加できるネットワークづくり

### (1) 地域活動団体の支援

#### ①地域活動団体への支援

【地域力推進部】

協働推進講師の派遣、地域力応援基金を活用した団体への助成、  
区民活動情報サイト（オーちゃんネット）の運用などを通じて、地  
域活動団体を支援し地域力を高めます。

#### ごみ減量の環境学習

3R\*・適正処理を推進するためには、区民や事業者の協力が欠かせません。  
大田区では、大人も子どもも区民が環境問題について気軽に学べるよう小学校（主に4  
年生を対象に、総合学習の授業の中で実施）での資源循環学習教室や、自治会や町会な  
ど、地域に出向いて出前講座を実施しています。

#### 【資源循環学習教室実施実績】

	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
大森清掃事務所	10 校 (899 人)	5 校 (432 人)	5 校 (400 人)
調布清掃事務所	6 校 (556 人)	6 校 (576 人)	5 校 (656 人)
蒲田清掃事務所	4 校 (191 人)	6 校 (405 人)	9 校 (514 人)
計	20 校 (1,646 人)	17 校 (1,413 人)	19 校 (1,570 人)

#### 【出前講座実施実績】

	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
大森清掃事務所	8 回	7 回	1 回
調布清掃事務所	6 回	21 回	2 回
蒲田清掃事務所	8 回	7 回	1 回
計	22 回	35 回	4 回

## F-3 学習・情報発信・活動のための基盤づくり

### (1) 環境活動拠点の整備

---

#### ① (仮称) おおたエコプラザの開設

【環境清掃部】

区有施設等の有効活用を図りながら、大田区の環境情報の発信・共有、区民等や事業者による環境学習・環境関連活動のための拠点を整備します。

### (2) 環境情報の収集・提供

---

#### ① 区民等が保有する環境情報の収集

【環境清掃部】

大田区が実施する環境イベント等で、アンケートなどにより、参加区民等が保有する環境情報を収集するとともに、日常的に広く情報収集するための仕組みの整備を検討します。

#### ② 環境白書等による環境情報の提供

【環境清掃部】

環境白書「大田区の環境」による大田区環境基本計画の実績報告のほか、区ホームページ、イベント等の機会を活用して環境情報を提供します。

## 環境活動団体・NPO 活動の一例

区内で活躍している環境活動団体やNPO\*は多くありますが、その一例を紹介します。

### 花とみどりを守り育てる活動

駅前を忙しく行き交う人々に、きれいな花壇を見ることで少しでも心が潤ってもらえればという思いで、蒲田駅前、大田区役所本庁舎前、大森駅前、下丸子・大田区民プラザ前などの花壇の手入れを行っています。また、区民農園や圃場（樹木を育てている場所）の管理を行うほか、地域活動として、六郷土手の花壇の手入れ、児童館・保育園の花壇等への植付け、手入れを行い、緑化啓発活動として、田園調布せせらぎ公園での園芸セミナーの開催などを行っています。



会員ボランティアによる定期活動のほか、一般市民のみなさんにも花とみどりの活動に参加してもらえるよう、イベントや講座なども企画しています。

### コアジサシを守る活動

絶滅のおそれのある渡り鳥・コアジサシの保全を目的として、人工繁殖地を創出、管理及び本種の生態調査、研究をボランティアとして実施しています。

平成13年6月、東京都森ヶ崎水再生センターの施設屋上で、砂浜や玉砂利河原などの本来の繁殖場所を失ったコアジサシが営巣を始めているところを偶然発見した会員たちは、水再生センターの職員やボランティアの人々と営巣地の整備と調査を開始し、コアジサシの巣立ちを見守ってきました。カラスや野良猫の襲撃にあったり、草がたくさん生えて卵が産みづらくなったりするなど、ヒナが巣立たなかった年もありましたが、平成28年までに累計8,668羽（推定）のヒナが生まれました。



### 地域の自然の大切さを体感する活動

田園調布せせらぎ公園を中心に、親子自然観察・体験会を開催しています。

身近な生き物や自然の魅力に気付き、大切に思う心を育むことを目的に、年間活動として一般公募の親子による「みんなのたんぼづくり」と「おおたの生き物はっけん隊」活動を実施しています。

泥んこになりながらのミニたんぼの整備や水稻栽培に子どもたちの笑顔があふれます。毎日食べるご飯を自分たちで育て、精米することで、食への感謝の気持ちも芽生えます。水生生物、昆虫、野鳥観察会では周囲の森や生き物との共生を体感し、安らぎを感じる時間を過ごしています。



## 地域の自然と環境を守る大切さを体感する活動

多摩川流域の素晴らしい干潟や水辺、河川敷等の自然観察や環境学習、保全活動をとおして、子どもたちと大人が一緒になって自然と環境を守ることの大切さを学び、体感する活動を行っています。「子どもたちが裸足で遊べる干潟づくり」プロジェクトでは、多摩川河口の大師橋干潟で、4月～9月の大潮（干潮）の日曜日に自然観察会と保全活動を実施しています。区内外の小学校授業支援では、干潟や水辺、河川敷に生息する生きものの生態および環境に関する事前学習（教室内）や野外での自然観察や体験学習から、児童と保護者、地域住民との連携・協働へと発展しています。

将来は、社会教育活動における自然観察・調査・環境学習ならびに保全活動に力を入れ、世代間交流や流域住民との連携・協働および普及啓発活動などを推進していきます。



## うのき水辺の楽校の活動

多摩川下流域にある大田区立嶺町小学校前の河川敷や川の中で、四季折々の自然に触れ、安全に遊び、水辺の動植物に対する関心を高め、歴史や環境問題を学ぶ活動を実施しています。

具体的には、子どもたちや保護者・地域の人々と一緒に、生き物調査（タモ網をもって川の中に入って生き物を探すがサガサ体験）、野鳥や植物・昆虫の観察、Eボート（ゴム製カヌー）体験等の活動を、安全面に留意して行っています。「丸子の渡し祭り」ではミニ水族館で、自分たちで採った水生生物の展示と解説をしました。また、中流域の多摩市や河口の大師河原干潟に出かけ、生物調査に参加して、流れや河川環境・生物の違いに理解を深めました。

